

## は じ め に

我が国は、いままでにないほど内外の経済・社会構造の激しい変化に直面し、人口減少と高齢化、急速なグローバル化、格差拡大、環境問題等多くの問題を抱えています。

現下の経済動向は、少し持ち直して来つつあるようにも見えますが、まだまだ高い失業率や下落傾向にある物価水準など依然として国民生活を取り巻く情勢は非常に厳しいものがあります。

そもそも、我が国の税制は、戦後のシャウプ勧告により、公平性を重視するとともに恒久的・安定的な税制を目指すという理念の下に、課税ベースを広く取った直接税を中心とした税体系でした。しかし半世紀以上にわたる変遷の中で、各種の租税特別措置の導入や所得控除の拡大等による課税ベースの縮小、所得課税・資産課税における累進性の緩和など、当初の税制からは相当に形が変わって来ています。

こうした問題を解決するための取組の第一歩として、平成22年度税制改正においては、「控除から手当へ」等の観点からの扶養控除の見直し、国民の健康という観点を明確にしたたばこ税の税率の引上げ、「新しい公共」を支える市民公益税制の拡充、納税者の視点に立った租税特別措置等の見直し、その他の税目にわたる所要の措置が講じられました。

具体的には、個人課税関係では、年少扶養控除（38万円）の廃止と19歳未満の特定扶養控除の引下げ（63万円から38万円）が行われました。法人課税関係では、一人オーナー会社課税制度の廃止やグループ法人税制の整備等が行われました。相続・贈与税関係では、小規模宅地等の相続税の課税価格特例制度の見直し、定期金に関する権利の相続税及び贈与税の評価の見直しや住宅取得等資金に係る贈与税非課税枠の拡大延長等が行われました。消費税関係では、事業者免税点制度の適用の見直しや簡易課税制度の適用の見直しが行われました。

そのほか、金融税制関係として、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設、国際課税関係として外国子会社合算税制等の見直しや移転価格税制の見直しが行われたほか、土地建物関係税制や自動車関係税制、酒税、たばこ税などの改正が目白押しです。

このような平成22年度税制改正の主要事項を、図表やイラストを用いてわかりやすく解説しました。本冊子が経営者や資産家の方をはじめ、税務会計の実務に携わる方々のお役に立つことができれば幸甚です。

# 目次

# CONTENTS

## I 法人税制改正のポイント

- 1 グループ法人税制の整備等 ..... 4
- 2 一人オーナー会社課税制度の廃止 ..... 12
- 3 中小企業投資促進税制の延長 ..... 13
- 4 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長 ..... 14
- 5 欠損金の繰戻しの還付の不適用の適用除外措置の延長 ..... 15
- 6 研究開発促進税制の延長 ..... 16
- 7 中小企業等基盤強化税制の適用期限の延長 ..... 17
- 8 情報基盤強化税制の廃止及び移行等 ..... 17
- 9 交際費等の損金不算入の特例の延長 ..... 19
- 10 租税特別措置等の見直し ..... 20

## II 国際課税税制改正のポイント

- 1 タックスヘイブン税制（外国子会社合算税制）等の見直し ..... 22
- 2 移転価格税制の見直し ..... 25
- 3 外国税務当局との情報交換等 ..... 27
- 4 振替国債等の利子の課税の特例等の整備等 ..... 28
- 5 振替社債等の利子等の非課税制度の創設 ..... 30
- 6 民間国外債等の利子及び発行差金の課税の特例の見直し等 ..... 30

## III 相続・贈与税制改正のポイント

- 1 小規模宅地等の相続税の課税価格特例制度の縮減等 ..... 32
- 2 定期金に関する権利の相続税及び贈与税の評価の見直し ..... 38
- 3 住宅取得等資金に係る贈与税非課税枠の拡大延長等 ..... 42
- 4 その他の相続・贈与税制関係の改正 ..... 46

## IV 消費税制改正のポイント

- 1 事業者免税点制度の適用の見直し ..... 49
- 2 簡易課税制度の適用の見直し ..... 50

## V

### 個人所得税制改正のポイント

- 1 扶養控除制度の改正の方向性と位置付け ……………53
- 2 扶養控除制度の見直し ……………54
- 3 同居特別障害者加算の特例の改組 ……………55
- 4 諸控除の見直しに伴う所要の措置 ……………57

## VI

### 金融・保険税制改正のポイント

- 1 少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の  
非課税措置の創設 ……………59
- 2 生命保険料控除の改組 ……………62
- 3 上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合の  
みなし配当課税の特例の見直し等 ……………65
- 4 その他の金融関係税制の改正事項 ……………65

## VII

### 土地建物税制改正のポイント

- 1 所得税・個人住民税の改正 ……………67
- 2 その他の土地建物関係の税制 ……………68

## VIII

### その他税制の改正のポイント

- 1 たばこ税の引上げ ……………70
- 2 酒税やその他の消費課税の縮減等 ……………71
- 3 市民公益税制（寄附税制） ……………72
- 4 燃料課税の見直し ……………73
- 5 車体課税の見直し ……………74
- 6 租特透明化法の制定等 ……………79
- 7 納税環境の整備 ……………79

#### 凡 例

所法…所得税法、所令…所得税法施行令、法法…法人税法、法令…法人税法施行令、相法…  
相続税法、相令…相続税法施行令、消法…消費税法、措法…租税特別措置法、措令…租税特  
別措置法施行令、措規…租税特別措置法施行規則、地法…地方税法、地令…地方税法施行令、  
地規…地方税法施行規則、地法附…地方税法附則、平22改所法等附…平成22年所得税法等の  
一部を改正する法律附則、平22改法令附…平成22年法人税法施行令の一部を改正する施行令  
附則、平22改所令附…平成22年所得税法施行令の一部を改正する施行令附則、平22改相令附  
…平成22年相続税法施行令の一部を改正する施行令附則、相基通…相続税法基本通達、評基  
通…財産評価基本通達

(注) 本冊子の内容は、主として平成22年4月1日現在の法令等に基づいています。

# I

# 法人税制 改正のポイント

我が国の国税と地方税を合わせた法人実効税率は、国際的にみると高く、国際競争力などの観点から税率引下げの必要性が指摘されるところです。しかし、法人所得課税の負担に社会保険料の事業主負担をあわせてみると、国際的にも必ずしも高い水準ではないという見方もあります。

このところ法人課税の分野では、主に租税特別措置により特定の分野や活動に限られた財源を集中することで我が国経済を後押しする手法がとられてきました。しかし、諸外国をみれば、この間に課税ベースの拡大と併せた法人税率の引下げが進んできています。そこで、我が国でも、租税特別措置の抜本的な見直しなどを進め、これにより課税ベースが拡大した際には、成長戦略との整合性や企業の国際的な競争力の維持・向上、国際的な協調などを勘案しつつ、法人税率を見直していくこととされました。

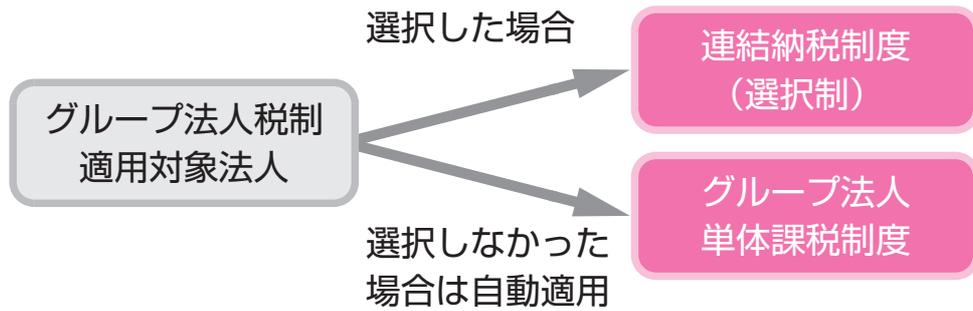
このような方向性が示された上で、ことしの法人税制の改正は、グループ法人税制の整備や国際課税制度の強化、一人オーナー会社課税制度の廃止、租税特別措置の整理合理化などが行われました。

## 1 グループ法人税制の整備等

### ——資本に係る取引等に係る税制——

企業グループを対象とした法制度や会計制度が定着しつつある中、税制においても、法人の組織形態の多様化に対応するとともに、課税の中立性や公平性等を確保する観点から、見直しが行われました。

グループ法人の一体的運営が進展している状況を踏まえ、実態に即した課税を実現させるようグループの要素を反映した課税のあり方について検討することがふさわしいという考えが根底にあります。グループ法人税制は、法人相互の関係を反映したグループ法人全体を一つの納税主体とする制度として位置付けられます。グループ法人税制の対象となる法人のうち、自ら選択した企業に対しては、連結納税制度が適用されます。

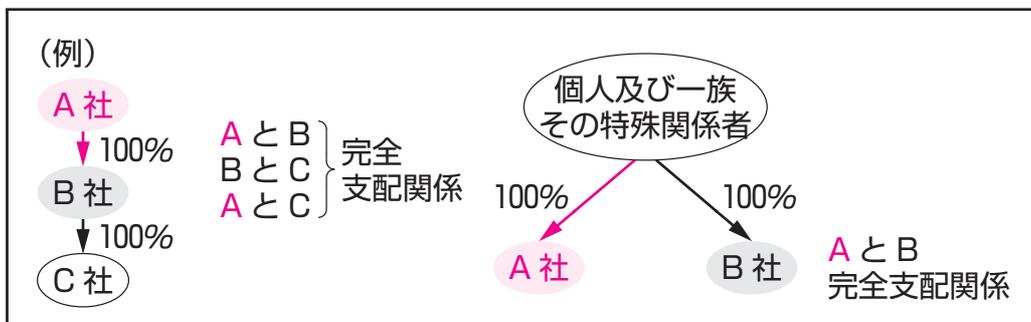


グループ法人税制は、連結納税制度を選択した連結法人以外の法人については、「**グループ法人単体課税制度**」が自動適用されます。

そのおおまかな制度のしくみと概要は次のとおりです。

### 【1】グループ内取引等に係る税制

- ① 100%グループ内（「完全支配関係がある」）法人間の取引について適用されます。
- ② 内国法人（普通法人又は協同組合等に限られます。）について適用されます。
- ③ 「完全支配関係がある」とは、次のいずれかです。
  - イ 一の者（個人や特殊関係のある個人、外国法人も含む。）が法人の発行済株式等の全部を直接若しくは間接に保有するなどの関係がある。
  - ロ 一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係がある。



※完全支配関係の判定においては、自己株式を発行済株式総数から除き、従業員持株会やストックオプションによる取得株式が発行済株式総数の5%未満である場合を除外するなど、従来の連結納税制度の考え方が踏襲されています。

#### ① 完全支配関係がある内国法人間の資産の譲渡取引等(法法61の13)

連結納税制度においては既に「連結法人間取引の損益の調整制度」として導入されていた制度ですが、この制度が、完全支配関係がある内国法人間の取引に自動適用されることとなりました。

つまり、完全支配関係がある内国法人間で、譲渡損益調整資産（※）の移転

(非適格合併による移転を含みます。)を行ったことにより生ずる譲渡損益は、実質的にその所得金額に反映しないこととなり、その資産がそのグループ外へ移転等されたときに、その移転を行った法人において損益を計上する制度とされました。これに伴い、適格事後設立制度が廃止されました。(法法2、旧法62の5)

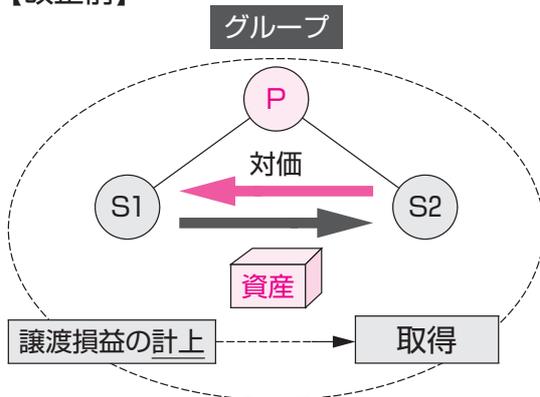
これに伴い、完全支配関係がある内国法人間の非適格株式交換等は、一定の外国親法人から交付される株式が合併等の対価である場合を除き、「非適格株式交換等に係る完全子法人等の有する資産の時価評価制度」の対象から除外されました。(法法62の9①カッコ書き)

(※) 譲渡損益調整資産とは、固定資産、土地(土地の上に存する権利を含む)、有価証券、金銭債権及び繰延資産で政令で定めるもの以外のものをいいます。



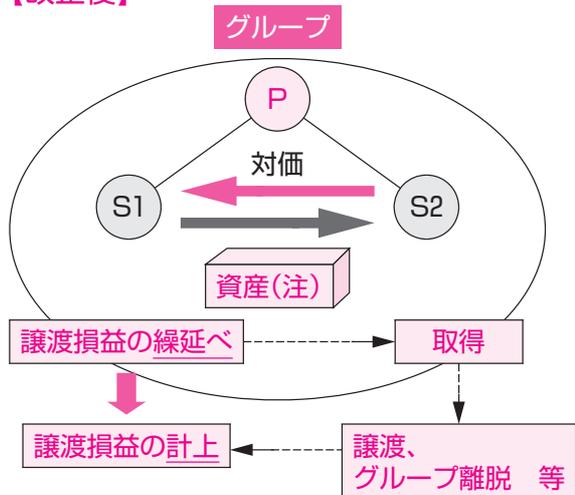
この改正は、平成22年10月1日以後に行われる取引について適用されます。(平22改所法等附10、22、27)

【改正前】



Ⓧ…親会社 Ⓨ…子会社

【改正後】



(注) ●対象は、100%グループに限定  
●棚卸資産、帳簿価額1,000万円未満の資産等は対象外  
(財務省「平成22年度税制改正案について」(資料) P.11より)

## ② 完全支配関係がある内国法人間の寄附(法法25の2、37②、81の6②)

改正前の規定では、連結法人間の寄附は、支出法人において全額損金不算入で、受領法人で全額益金算入となっています。これがグループ内取引の支障になっているとの指摘がありました。連結法人間に限らず、完全支配関係がある内国法人間の寄附金について、支出法人において全額損金不算入とするとともに、受領法人においても受贈益の額が全額益金不算入とされました。

**【改正後による取扱い】**



**適用期日**



この改正は、平成22年10月1日以後に支出する寄附金について適用されます。(平22改所法等附16、18、25)

**③ 完全支配関係がある内国法人間の資本関連取引の取扱い（法法2、23、61の2、62の5、81の4）**

イ	現物分配 (法法62の5③④)	完全支配関係がある内国法人間の現物分配（みなし配当を含む。）について、組織再編税制の一環として位置づけ、譲渡損益の計上を繰り延べる等の措置が講じられました。この場合、源泉徴収等を行われません。
ロ	受取配当の益金不算入制度（法法23④⑤、81の4④⑤）	配当等の計算期間を通じて完全支配関係がある内国法人からの受取配当について益金不算入制度を適用する場合には、負債利子控除は適用されません。
ハ	グループ内法人の株式譲渡（法法61の2⑯）	法人による完全支配関係がある内国法人の株式を発行法人に対して譲渡する等の場合には、その譲渡損益は計上されません。
ニ	無対価組織再編成（法法2十二の九、十二の十）	いわゆる無対価組織再編成について、「分割型分割」と「分社型分割」の処理の方法等が明確化されました。

**適用期日**



上記の改正は、イ、ハ、ニについては、平成22年10月1日以後の取引について適用され、ロについては、平成22年4月1日以後開始事業年度から適用されます。(平22改所法等附10、21)

**④ 中小企業向け特例措置の大法人の100%子法人に対する適用制限（法法66⑥他）**

資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人に係る次の制度については、資本金の額若しくは出資金の額が5億円以上の法人又は相互会社等による完全支配関係にある子法人には適用されないこととされました。

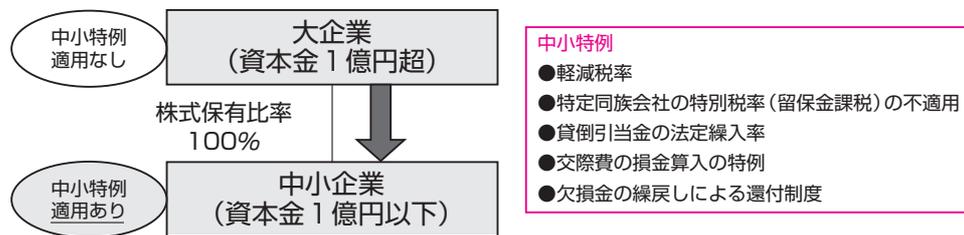
イ	軽減税率（法法66②、措法42の3の2）
ロ	特定同族会社の特別税率（留保金課税制度）の不適用（法法67①）
ハ	貸倒引当金の法定繰入率（措法57の10、措令33の9）
ニ	交際費等の損金不算入制度における定額控除制度（措法61の4）
ホ	欠損金の繰戻しによる還付制度（法法80、措法66の13）

※完全支配関係があれば、孫会社も適用制限を受けます。

## 参考 グループ法人税制における中小特例の扱い

### 【改正前】

○中小企業への税制特例の適用の可否は、その中小企業の資本金が1億円以下か否かで判定を行っている。



### 【改正後】

○グループ法人税制の導入に際して、中小特例の適用については、自らの資本金等の規模に加えて、親会社の資本金等の規模も基準に判定される。

→親会社の資本金が5億円以上(会社法上の「大会社」)の場合、その100%子会社については、中小特例は適用しない。



(経済産業省「平成22年度税制改正について」より)

## 適用期日



この改正は、平成22年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。(平22改所法等附10)

### ⑤ 連結納税制度の見直し

連結納税制度について、その採用を躊躇させている税制上のデメリットを解消するために、以下の改正が行われました。

イ	連結納税の開始又は連結グループへの加入に伴う資産の時価評価制度の適用対象外となる連結子法人の連結納税の開始の日7年以内に生じた欠損金額は、その個別所得金額を限度として、連結納税制度の下での繰越控除の対象に追加されました。(法81の9②)
ロ	連結納税の承認申請書の提出期限について、その適用しようとする事業年度開始の日の3月前の日(改正前6月前の日)とされました。(法4の3①)
ハ	事業年度の中で連結親法人との間に完全支配関係が生じた場合の連結納税の承認の効力発生日の特例制度について、加入法人のその完全支配関係が生じた日(加入日)以後最初の月次決算日の翌日を効力発生日とすることができる制度に改組されました。(法4の3⑩、14、15の2②)
ニ	連結納税の開始又は連結グループへの加入に伴う資産の時価評価制度について、その開始又は加入後2月以内に連結グループから離脱する法人の有する資産が時価評価の対象から除外されました。(法令14の8、122の12)

## 適用期日



上記のロ、ハ、ニの改正は、平成22年10月1日以後の連結納税等に適用されます。(平22改所法等附12、13)

イの改正は、連結承認日(法法4の2の承認の効力が生じた日をいう。)の属する連結親法人事業年度開始の日が平成22年4月1日以後である連結親法人又は特定連結子法人の欠損金額又は連結欠損金個別帰属額について適用されます。(平22改所法等附26)

## 参考 連結納税制度の見直し

- 連結納税制度の利用は増加しつつあるものの、連結採用をためらわせる税制上の課題があるとの指摘があった。
- こうした課題を解消するため、連結納税制度を見直す。

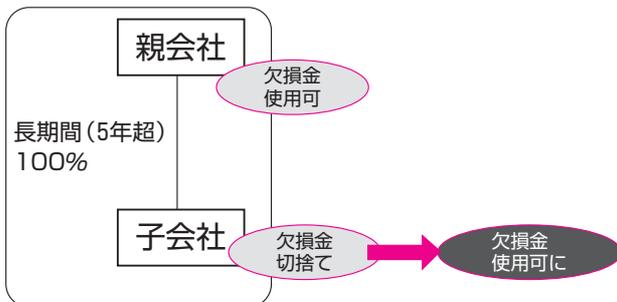
## ① 連結納税開始・加入前の子会社の欠損金の取扱い

連結納税開始・加入時に、子会社が持っていた欠損金が切り捨てられ、利用できなくなる。



親会社に長期(5年超)100%保有されている法人、親法人又は100%子法人により設立された法人、適格株式交換による完全子法人等については、連結納税の開始、加入前に生じた欠損金について、当該子会社の個別所得金額を限度として利用できるようにする。

## 連結納税グループ



## ② 寄附金の取扱い

連結法人間での寄附は、支払側では、損金算入できず、受取側では益金算入されることから、グループ内取引の支障となっている。



支払い・受取り、いずれの側においても寄附金は、損益に不算入とする。また、100%グループ内の寄附についても同様の扱いとする。

## ③ 連結納税承認申請期限の短縮

連結納税の承認申請書の提出期限について、連結納税開始の日の3か月前とする。(改正前6か月)

(経済産業省「平成22年度税制改正について」より)

## 【2】 資本に関する取引等に係る税制

## ① みなし配当の際の譲渡損益の取扱い

イ	法人による完全支配関係がある内国法人の株式を発行法人に対して譲渡する等の場合には、その譲渡損益が計上されないこととされました。(再掲、法法61の2⑯)
ロ	自己株式として取得されることを予定して取得した株式が自己株式として取得された際に生ずるみなし配当については、益金不算入制度(外国子会社配当益金不算入制度を含みます。)が適用されないこととされました。(法法23③、23の2②)
ハ	抱合株式については、譲渡損益を計上しないこととされました。(法法61の2③)

## 適用期日

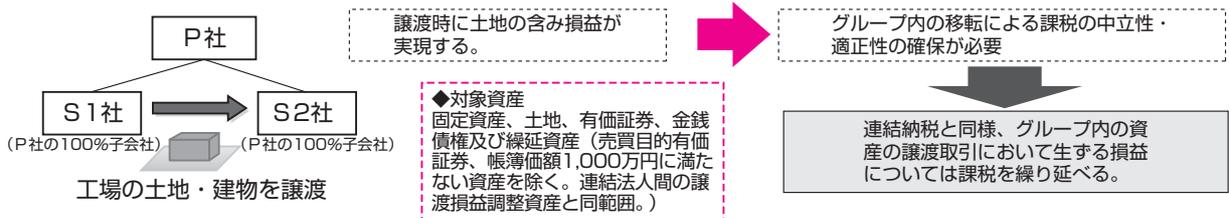


この改正は、平成22年10月1日以後に取得する株式等の配当等の額や同日以後に行われる合併から適用されます。(平22改所法等附10、14、15、21、24)

## 参考 グループ内取引等に係る税制の整備

○グループ内（100%資本関係のある国内会社間）の取引等について、含み損益を実現せず円滑に資産移転ができるようにする等、グループ経営の実態を踏まえ、中立的な税制を整備する。

### イ 譲渡取引時の課税



### ロ 受取配当の益金不算入制度



## ② 清算所得課税の廃止

清算所得課税を廃止し、通常の所得課税に移行されました。その際、期限切れ欠損金の損金算入制度を整備する等の所要の措置が講じられました。また、連結子法人の解散についても、通常の所得課税がされることから原則として連結納税の承認の取消事由から除外されました。(法4の5、5、旧法6、旧法92~120)

会社が解散した後は、通常の所得ではなく、清算所得に対して課税される。(※)

通常の所得課税に移行する。ただし、期限切れ欠損金の損金算入制度を整備する等、清算所得課税における場合とバランスの取れた制度となるよう、所要の措置を講じる。

※通常の所得：(益金)－(損金)

清算所得：(残余財産の価格(時価))－(解散時における簿価純資産額)

## 適用期日



この改正は、平成22年10月1日以後に解散が行われる場合について適用されます。(平22改所法等附10)

## ③ その他の取扱い

イ	適格合併等の場合における欠損金の制限措置等について、実態に応じて適用要件が見直されました。(法法57、58、81の9)
ロ	分割型分割については、みなし事業年度を設けないこととされました。(法法14、15の2)
ハ	売買目的有価証券、未決済デリバティブ取引に係る契約等を適格分社型分割等により移転する場合の処理について整備が行われました。(法法52、61、61の3～7、61の9)
ニ	合併類似適格分割型分割が行われた場合の欠損金の引継ぎ等が廃止されました。(法法57、58、61の11、61の12、80、81の9、81の31)
ホ	受取配当の益金不算入制度における負債利子控除額の計算の簡便法の基準年度が平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間に開始した事業年度とされます。(法法23、81の4、法令22③)
ヘ	その他所要の措置が講じられます。

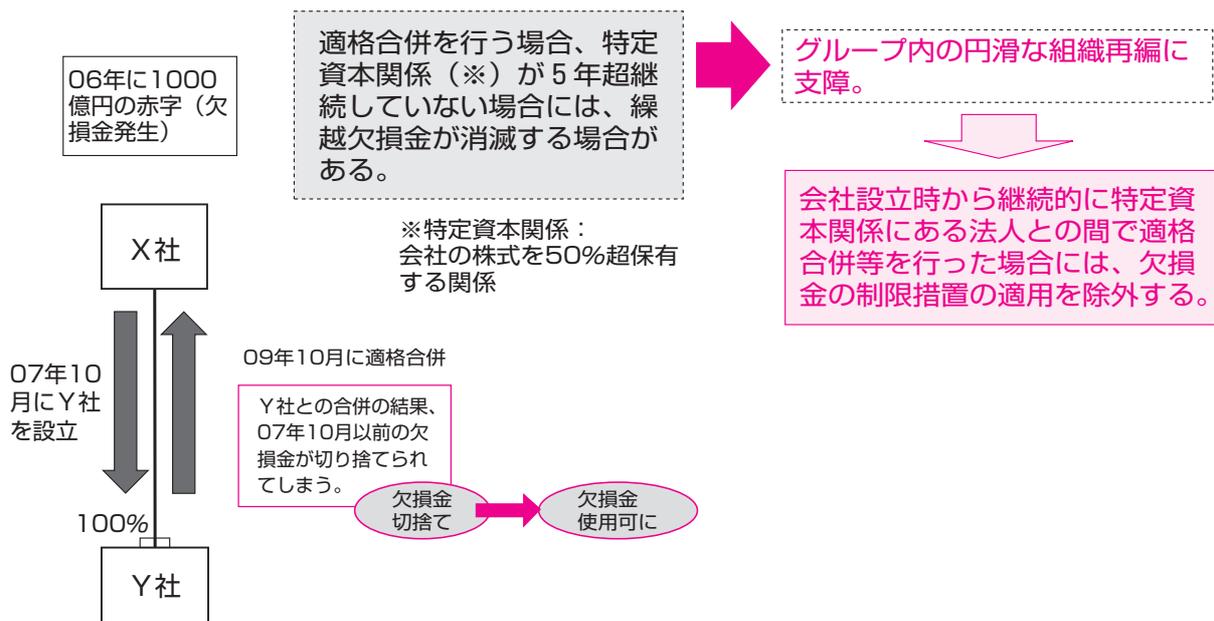
## 適用期日



上記のイ、ロ、ハ、ニ、ヘの改正については、平成22年10月1日から適用されます。(平22改所法等附10) ホの改正については、平成22年4月1日開始事業年度から適用されます。

## 参考 適格合併等における欠損金の制限措置等の緩和

適格合併等を行った際に、繰越欠損金の利用が制限される措置について、適用除外範囲を拡大。



(経済産業省「平成22年度税制改正について」より)

## 2 一人オーナー会社課税制度の廃止

(旧法35)

特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金不算入制度（いわゆる一人オーナー会社課税制度）が廃止されました。この制度は、特殊支配同族会社の業務主宰役員は自ら給与を決めることで税負担の調整を図ることが可能であるという点を踏まえ、そうした役員給与が法人段階で損金算入され、個人段階でも給与所得控除の対象となる「二重控除」の問題に対処するために設けられたものです。しかし、この制度については、二重控除を是正する手法として適当なのかどうかといった批判があります。

そこで、この制度は平成22年度税制改正で廃止されました。その上で、給与所得控除を含めた所得税のあり方について議論をしていく中で、個人事業主との課税の不均衡を是正し、「二重控除」の問題を解消するための抜本的措置を平成23年度税制改正で講じることとされています。(平22改所法等附17)

### 適用期日



この制度は、平成22年4月1日以後に終了する事業年度から廃止されます。(平22改所法等附17)

### 【改正前の一人オーナー会社課税制度の概要】

同族会社の業務を主宰する役員及びその同族関係者等が、発行済株式の総数の90%以上の数の株式を所有し、かつ、常務に従事する役員の過半数を占める場合には、その業務を主宰する役員に対して支給する役員給与のうち給与所得控除に相当する部分として計算される金額は、損金不算入とされます。

ただし、その同族会社の所得等の金額（所得金額と所得金額の計算上損金の額に算入されたその給与の額の合計額。「基準所得金額」といいます。）の直前3年以内に開始する事業年度における平均額が年1,600万円以下である場合及びその平均額が年1,600万円超3,000万円以下であり、かつ、その平均額に占めるオーナー給与の額の割合が50%以下である場合は、適用除外となります。



この制度は、平成18年4月1日以後に開始する事業年度について適用されています。ただし平成19年3月31日までに開始する事業年度においては、年1,600万円の金額については、年800万円とされていました。

## 【創設から廃止まで】

## 平成18年度改正前

個人事業者が法人成りをすれば、オーナーの役員給与について、法人段階では損金算入ができ、個人段階では給与所得控除が利用可能となり、経費の二重控除となる

## 平成18年度改正

適用対象会社	同族会社の業務を主宰する役員（オーナー）及びその同族関係者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>→ 発行済株式の総数の90%以上所有かつ</li> <li>→ 常務従事役員の過半数を占める</li> </ul>
適用除外	基準所得金額（その同族会社の所得金額＋オーナー給与）の直前3年間平均額が、①又は②の場合	
	① 年800万円以下	②年800万円超3,000万円以下で、かつ、 $\frac{\text{オーナー給与}}{\text{基準所得金額の平均額}} \leq 50\%$

## 平成19年度改正

基準所得金額が年1,600万円に引き上げられました。

## 平成22年度改正

制度そのものが廃止されました。

### 3 中小企業投資促進税制の延長

（措法10の3（所得税）、42の6、68の11（法人税））

中小企業投資促進税制は平成10年に創設され、青色申告法人である中小企業者等が取得する機械装置等（下記の【2】参照）に対して初年度30%の特別償却又は7%の税額控除が認められる制度です。

今年の税制改正では、その適用期限が平成24年3月31日（改正前平成22年3月31日）まで2年延長されました。

#### 【1】中小企業者等の範囲

資本又は出資の金額が1億円以下の法人（大規模法人の子会社は除く。）、資本又は出資のない法人で従業員数が1,000人以下のもの及び従業員1,000人以下の事業所得者をいいます。農業協同組合等及び資本又は出資の金額が3,000万円以下の中小企業者は、特別償却に代えて税額控除の適用があります。

## 【2】対象設備

- (1) 機械装置（1設備の取得価額が160万円以上のもの）
- (2) 電子計算機、デジタル複合機（1設備の取得価額又は取得価額の合計額が120万円以上のもの）
- (3) ソフトウェア（1のソフトウェアの取得価額又は取得価額の合計額が70万円以上のもの）
- (4) 貨物自動車（車両総重量が3.5トン以上のもの）
- (5) 内航船舶（取得価額の75%相当額）

## 4 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長

（措法28の2（所得税）、67の5、68の102の2（法人税））

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度は、平成15年度の税制改正で創設されたもので、資本金1億円以下の中小企業者等が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、取得価額の全額損金算入（即時償却）が認められる制度です。その後、平成18年度改正において、特例の適用対象となる損金算入額の限度額が年間合計300万円までとされ現在に至っています。今年の税制改正では、制度の改正は行われず、その適用期限が平成24年3月31日（改正前平成22年3月31日）まで2年間延長されました。

### 適用期日



この制度は、平成24年3月31日までの間に取得等をする少額減価償却資産について適用されます。

### 【中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度】

	取得価額	償却方法	
中小企業者のみ ↓ 全ての企業	30万円未満	全額損金算入 (即時償却)	2年間延長 ↓ 合計300万円まで 本則
	20万円未満	3年間で均等償却 <sup>(注)</sup> (残存価額なし)	
	10万円未満	全額損金算入 (即時償却)	

(注) 20万円未満の減価償却資産であれば、3年間で、毎年1/3ずつ全額を損金算入することが可能。

(経済産業省「平成22年度税制改正について」より)

## 5 欠損金の繰戻しの還付の不適用の適用除外措置の延長

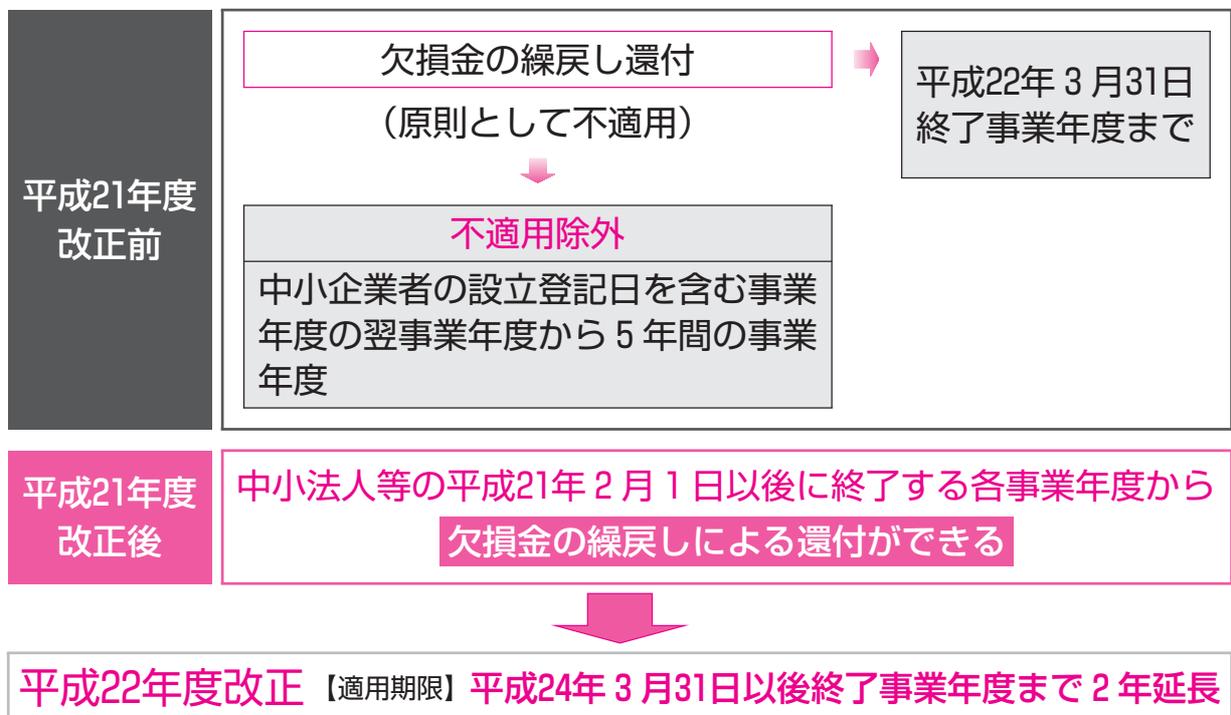
(法法80①、81の31、措法66の13、68の98、平21改所法等附47、62)

欠損金の繰戻しによる還付措置は、平成4年度から適用が停止されており、原則適用できませんが、中小・ベンチャー企業の資金繰り難を緩和させるための不適用除外措置として、創業5年以内の中小企業者に限って欠損金の繰戻し還付措置が認められています。

そして、平成21年度の税制改正で、世界的金融危機等による景気悪化の影響を受ける中小企業者を救済するために、平成21年2月1日以後終了する各事業年度において生じた欠損金額については、欠損金の繰戻しによる還付措置が適用できることとされました。

今年の税制改正では、この特例の適用期限が平成24年3月31日（改正前平成22年3月31日）まで2年間延長されました。

ただし、適用が受けられるのは、国税のみで、地方税（法人事業税・法人住民税）には、この制度はありません。



※大法人の100%子法人には適用はありません。(7ページ参照)

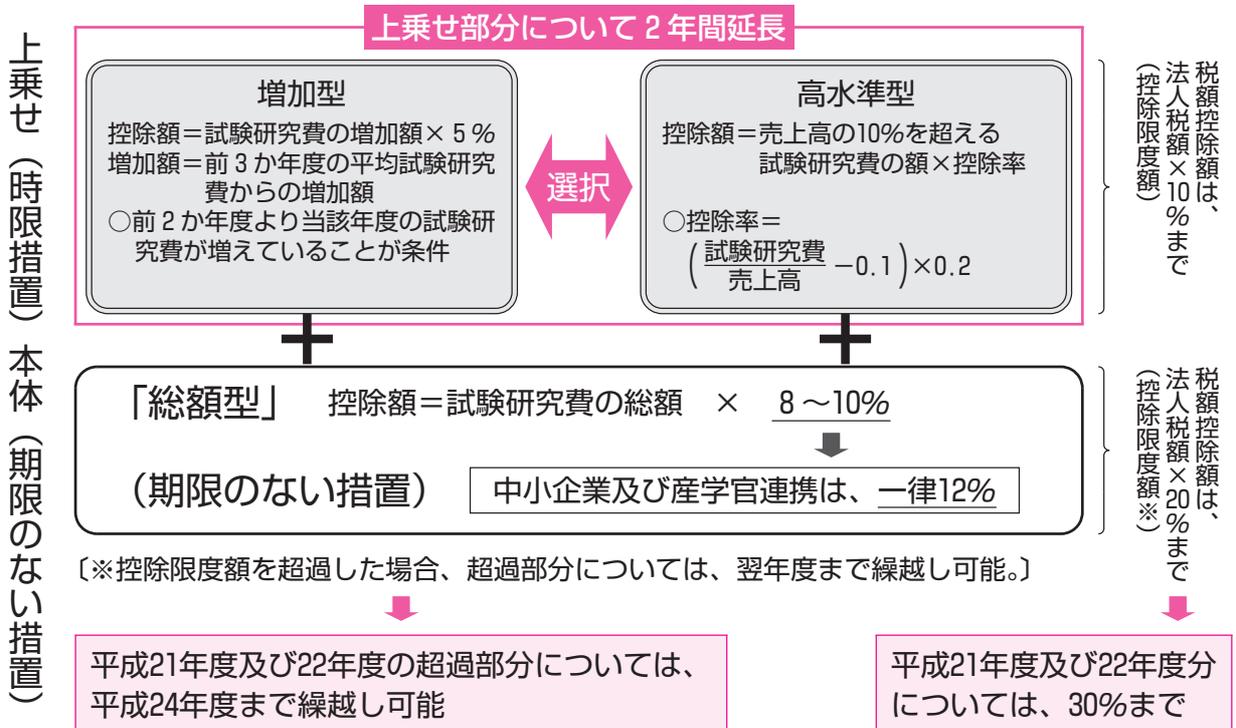
## 6 研究開発促進税制の延長

(措法10 (所得税)、42の4、68の9 (法人税))

我が国の成長力や国際競争力を強化し、今年度の税制改正により、新製品・新技術の研究開発等のための試験研究費について、①試験研究費の増加額に係る税額控除(増加型)又は②平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除(高水準型)を選択適用できる時限的措置の上乗せ部分の適用期限が、平成24年3月31日(改正前平成22年3月31日)まで2年延長されました。

恒久的措置である本体の制度は「総額型」と呼ばれ、当期法人税額の20%(平成21年度・平成22年度分については30%)が控除限度額です。一方、選択制である時限的措置の上乗せ部分は限度額が10%ですので合計30%(平成21年度・平成22年度分については40%)まで税額控除ができます。控除限度額を超過した部分は、基本的に翌年度までの繰越しが可能です。平成21、22年度に生ずる税額控除限度超過額については、平成23、24年度において税額控除の対象とすることが可能となりました。(措法42の4の2、68の9の2)

**改正の概要** ○増加型と高水準型の上乗せ措置について、改正前の制度のまま2年間延長(平成23年度末まで)。



(経済産業省「平成22年度税制改正について」より)

## 7 中小企業等基盤強化税制の適用期限の延長

(措法10の4(所得税)、42の7、68の12(法人税))

中小企業等基盤強化税制(「事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度」)は、平成23年3月31日までに一定の特定中小企業者等がその製作の後事業の用に供されたことのない一定の機械装置及び器具備品(以下「事業基盤強化設備等」といいます。)を取得し又は製作して、対象事業の用に供した場合(貸付けの用に供した場合を除きます。)に、その事業の用に供した事業年度(解散(合併によるものを除きます。)及び清算中の事業年度は除かれます。)において、その取得価額の30%の特別償却又は取得価額の7%相当額の税額控除(法人税額の20%が限度)が認められるものです。なお、税額控除し切れない金額がある場合には1年間の繰越しが認められます。

この中小企業等基盤強化税制について、次のとおり見直しが行われました。

①	特定旅館業を営む大規模法人の取得する事業基盤強化設備が除外されました。
②	中小企業等基盤強化税制の中に、中小企業者が取得した情報基盤強化設備等に係る措置が取り込まれました。(8参照)(その取得価額の合計額が70万円以上のものが適用対象)

(注) ②に関連して、情報基盤強化設備等に「仮想化ソフトウェア」が追加されました。

### 適用期日



上記の①の改正は、法人(個人の場合も同様)が平成22年4月1日以後に取得又は製作をする機械及び装置並びに器具及び備品について適用されます。上記の②の改正は、法人(個人の場合も同様)が平成22年4月1日以後に取得又は製作をする情報基盤強化設備等について適用されます。(平22年改所法等附54、76、107)



(注) 特定旅館業を営む大規模法人の取得する事業基盤強化設備については、取得価額の35%相当額(基準取得価額)とします。(ただし平成22年度改正で廃止)

## 8 情報基盤強化税制の廃止及び移行等

(旧措法10の6、旧措令5の8(所得税)、旧措法42の11、旧措令27の11(法人税))

情報基盤強化税制が、平成22年3月31日の適用期限の到来をもって廃止されました。ただし、一定の中小企業者に限って、前出の7の中小企業等基盤強

化税制の中に「中小企業情報基盤強化税制」として取り込まれました。

### 〈旧情報基盤強化税制（旧措法10の6、42の11、68の15）の概要〉

この情報基盤強化税制は、青色申告書を提出する事業者が、平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間に、産業競争力の向上に資する設備等であって情報セキュリティ対策に対応したものの取得等をして、これを国内にある事業の用に供した場合には、その設備等の基準取得価額の50%相当額の特別償却又は10%相当額の特別税額控除との選択適用ができるというものです。

				平成18.4.1～平成22.3.31
<b>償却限度額</b>	=	普通償却	+	基準取得価額×50%
				(特別償却)
				↕
<b>法人税等</b>	=	通常納める法人税等	-	基準取得価額×10%
				(特別税額控除) (注)
(注) ただし、この制度は、当期の法人税額の20%相当額を限度とし、控除限度超過額については1年間の繰越しができます。				

<b>【対象投資の内容】</b> (平成22年4月1日からは中小企業等基盤強化税制の中に「中小企業情報基盤強化税制」として取り込まれました。(措規5の9))
(1) サーバー用のOS (*) 及びこれがインストールされたサーバ 追加 ⇒ 仮想化ソフトウェア等 (平成22年度改正)
(2) データベース管理ソフトウェア (*) 及びこの機能を利用するアプリケーションソフトウェア
(3) 連携ソフトウェア
(4) ファイアーウォール (*) ((1)から(3)と同時に取得されるものに限る。)
(5) 侵入検知システム、侵入予防システム、ウェブ・アプリケーション・ファイアーウォール (*) ((1)から(3)と同時に取得されるものに限る。) ← 追加 (平成22年度改正)

(\*) ISO 認証を取得しているなど一定のセキュリティー要件を備えたものに限ります。

## 9 交際費等の損金不算入の特例の延長

(措法61の4、68の66)

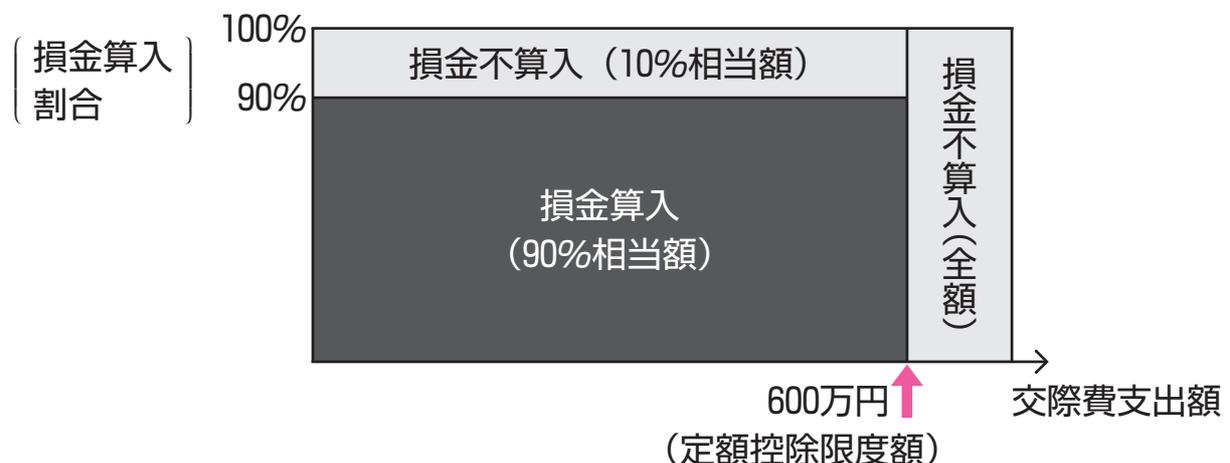
交際費は、法人税の所得計算上は一定限度額までしかその事業年度の損金に算入されませんが、中小企業にとっては、販売促進活動などに交際費は事業活動上不可欠であり、交際費が損金として認められることは非常に重要です。また、交際費の範囲については、政令や通達等で定められていますが、会議費等の隣接費用との区分が明確でないことから、隣接費用について交際費であると税務調査の際に認定されることも多く、今までにもその解釈や運用をめぐる様々な議論が行われてきました。

平成15年度の税制改正では、400万円の定額控除を認める対象法人の範囲が資本金1億円以下の中小法人に拡大されるとともに、定額控除限度額までの金額の損金不算入割合が20%から10%に引き下げられました。さらに、平成18年度税制改正では、一人当たり5,000円以下の一定の飲食費について損金算入が認められることになりました。また、平成20年度税制改正で2年延長され、さらに、平成21年6月の経済危機対策による税制改正で、定額控除限度額が400万円から600万円に引き上げられ、現在に至っています。

今年の税制改正では、この特例の適用期限が平成24年3月31日（改正前平成22年3月31日）まで2年間延長されました。

**制度概要** 中小企業（資本金1億円以下の法人）においては、定額控除限度額（600万円）まで、交際費支出の90%相当額について損金算入が可能。

※資本金等の額が5億円超の法人等による完全支配関係にある中小企業は適用されません。（7ページ参照）



- (注1) 交際費の範囲から1人当たり5,000円以下の一定の飲食費等は除外(中小企業、大企業の区別なく適用)。  
 (注2) 資本金1億円超の法人が支出した交際費については、その全額が損金不算入。  
 (注3) 個人事業主については、法人の場合のような交際費支出の損金算入を制限する措置は無い。

(経済産業省「平成22年度税制改正について」より)

## 10 租税特別措置等の見直し

[国税(所得税・法人税共通)]

### 【1】廃止

次の制度については、適用期限(平成22年3月31日)の到来をもって廃止されました。所得税についても同様に廃止されました。

イ	情報基盤強化税制(旧措法10の6、42の11、68の15)
ロ	地震防災対策用資産の特別償却制度における耐震改修工事に係る措置(措法11の2①二、44①二、68の19①二)
ハ	特定電気通信設備等の特別償却制度(旧措法11の4、44の4、68の23)
ニ	資源再生化設備等の特別償却制度(旧措法11の6、44の6、68の25)
ホ	優良賃貸住宅の割増償却制度における中心市街地優良賃貸住宅に係る措置(旧措法14①、47①、68の34①)

### 【2】縮減等

次の制度について、縮減等の見直しが行われました。

イ	エネルギー需給構造改革推進投資促進税制について、対象設備から地方ガス天然ガス化設備等を除外する等の見直しが行われました。(措法10の2の2、42の5、68の10)
ロ	中小企業等基盤強化税制について、対象から特定旅館業を営む大規模法人に係る措置が除外されました。(措法10の4、42の7、68の12)
ハ	公害防止用設備の特別償却制度について、次の見直しが行われた上、その適用期限が1年延長されました。(措法11、43、68の16、措令5の10、28、39の46、措規5の12他) (イ) 対象設備から揮発性有機化合物排出抑制設備及び産業廃棄物処理用設備が除外されました。 (ロ) 対象となるPCB汚染物等処理用設備及び石綿含有廃棄物無害化処理用設備を環境大臣の認定を受けたPCB汚染物等又は石綿含有廃棄物の無害化処理に使用するものに限定されました。
ニ	特定地域における工業用機械等の特別償却制度のうち過疎地域に係る措置について、関係法律の改正が行われた場合には、ソフトウェア業を対象事業から除外する等の所要の見直しが行われた上、その適用期限が1年延長されました。(措法12、45、68の27、措令6の3、28の9、39の56)

イ、ハ、ニについては、所得税についても同様の見直しが行われました。なお、上記以外にも、租税特別措置等に関する廃止・縮減等の見直しが行われました。

### 【3】延長

次の制度については適用期限が延長されました。

	制度の名称	延長
イ	中小企業投資促進税制（措法10の3、42の6、68の11）	2年
ロ	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（措法28の2、67の5、68の102の2）	2年
ハ	試験研究費の増加額に係る税額控除（増加型）又は平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除（高水準型）を選択適用できる制度（措法10、42の4、68の9）	2年
ニ	障害者対応設備等の特別償却制度（措法13、46の2、68の31）	1年
ホ	交際費等の損金不算入制度（措法61の4、68の66）	2年
ヘ	交際費等の損金不算入制度における中小法人に係る損金算入の特例	2年
ト	使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例（措法62、68の67）	2年
チ	中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置（措法66の13、68の98）	2年

イ～ニについては、所得税についても同様に延長されました。また、上記以外の制度についても適用期限が延長されるものがあります。

### 【4】拡充等

次の制度については、制度の拡充等が行われました。

イ	中小企業等基盤強化税制が拡充され、資本金の額等が1億円以下の法人による仮想化ソフトウェア等を含む情報基盤強化設備等の取得に係る措置が追加されました。（措法10の4、42の7、68の12）
ロ	障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度及び支援事業所取引金額が増加した場合の3年以内取得資産の割増償却制度について、障害者の雇用の促進等に関する法律の改正に伴い、障害者雇用割合の算定に係る計算式の見直し等が行われました。（措法13、46の2、46の3、68の31、68の32）
ハ	特定の資産の買換えの場合等の課税の特例における都市開発区域等の外から内への買換えに係る措置について、過疎地域に係る関係法律の改正が行われた場合には、同地域を対象とする等の所要の措置が講じられました。（措法37、65の7）

上記については、所得税についても同様の拡充等の措置が行われました。

# II

## 国際課税税制

### 改正のポイント

#### 1 タックスヘイブン税制(外国子会社合算税制)等の見直し

(措法40の4～40の9、66の6～66の8、66の9の2～66の9の4他)

近年、経済取引のグローバル化の進展に伴い、外国関係会社との取引関係の操作や税負担の少ない国（タックス・ヘイブン国）を利用した租税回避行為の機会が高まっています。また、グローバル化が進む中、国境を超える取引が恒常的に行われるとともに、その取引も法人その他の多様な事業体の利用により複雑化しています。しかし、実際の課税や徴収の確保にあたっては、情報の把握の困難性や外国の主権により執行上の制約を受けるなど、税務執行が困難になる傾向が強まっています。

一方で、税務執行に係るルールを一層明確化し、経済取引の実態により即したものとすることは、納税者側に過大な負担をかけず、正常な企業活動を阻害しないために重要なことです。

このため、制度・運用の両面において租税回避を防止して我が国の適切な課税権を確保すると同時に、企業活動の活性化のための税務執行に係るルールを明確化・適正化する必要があります。

そこで、平成22年度改正では、国外に進出する企業の事業形態の変化や諸外国における法人税等の負担水準の動向に対応しながら、租税回避行為を一層的に防止する観点から、内国法人等の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（いわゆるタックス・ヘイブン税制）等について、次の見直しが行われました。（※タックス・ヘイブン＝租税回避地）

特定外国子会社等に該当することとされる著しく低い租税負担割合の基準（いわゆるトリガー税率）が**20%以下**（改正前25%以下）に引き下げられました。（措令39の14①二）

- ① また、トリガー税率の計算における非課税所得の範囲から除くこととされている配当等の範囲が拡大され、外国法人の所在地国の法令により、二重課税排除を目的としたものとして株式保有割合要件以外の要件により所在地国の課税標準に含まれないこととされる配当等が追加されました。

②	<p>外国子会社合算税制の適用を受ける内国法人等の直接及び間接の外国関係会社株式等の保有割合要件が<b>10%以上</b>（改正前5%以上）に引き上げられました。（措法66の6、68の90）</p>								
③	<p>特定外国子会社等の適用除外基準について、次の措置が講じられます。（措法66の6）</p> <table border="1" data-bbox="268 376 1391 734"> <tr> <td data-bbox="276 387 331 510">イ</td> <td data-bbox="339 387 1383 510">事業基準に関し、適用除外とならない「株式等の保有を主たる事業として営む法人」の判定上、統括会社が保有する被統括会社の株式等については、「株式等」から除外されます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="276 521 331 600">ロ</td> <td data-bbox="339 521 1383 600">非関連者基準の判定上、卸売業を主たる事業として営む統括会社が被統括会社との間で行う取引については、関連者取引に該当しないものとされます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="276 611 331 734">ハ</td> <td data-bbox="339 611 1383 734">特定外国子会社等で所在地国基準又は非関連者基準を満たさないものが、事業基準、実体基準及び管理支配基準を満たす場合の適用対象金額の計算において、人件費の10%相当額を控除する措置が廃止されます。</td> </tr> </table> <p>(注1)「統括会社」とは、次のすべての要件を満たす特定外国子会社等をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 内国法人等に係る特定外国子会社等で、その内国法人等により発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されていること</li> <li>2 二以上の被統括会社を有し、その被統括会社の事業を統括する業務として一定のものを行っていること</li> <li>3 所在地国において統括業務に係る固定施設及び統括業務を行うに必要な従業員（専ら統括業務に従事する者であって、その特定外国子会社等の役員を除きます。）を有すること</li> </ol> <p>(注2)「被統括会社」とは、次のすべての要件を満たす外国法人をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 統括会社が、発行済株式等の25%以上を直接に保有し、かつ、議決権の25%以上を直接に保有するその統括会社の関連者（非関連者基準における関連者であって、外国法人に限るものとし、内国法人等の同族関係者に係る関連者を除きます。）であること</li> <li>2 所在地国において、実体のある事業活動を行っていること</li> </ol> <p>(注3) 内国法人等に係る特定外国子会社等が統括会社に該当する場合には、その特定外国子会社等が行う統括業務の内容及び被統括会社との資本関係図等を確定申告書に添付しなければならないこととされます。</p>	イ	事業基準に関し、適用除外とならない「株式等の保有を主たる事業として営む法人」の判定上、統括会社が保有する被統括会社の株式等については、「株式等」から除外されます。	ロ	非関連者基準の判定上、卸売業を主たる事業として営む統括会社が被統括会社との間で行う取引については、関連者取引に該当しないものとされます。	ハ	特定外国子会社等で所在地国基準又は非関連者基準を満たさないものが、事業基準、実体基準及び管理支配基準を満たす場合の適用対象金額の計算において、人件費の10%相当額を控除する措置が廃止されます。		
	イ	事業基準に関し、適用除外とならない「株式等の保有を主たる事業として営む法人」の判定上、統括会社が保有する被統括会社の株式等については、「株式等」から除外されます。							
ロ	非関連者基準の判定上、卸売業を主たる事業として営む統括会社が被統括会社との間で行う取引については、関連者取引に該当しないものとされます。								
ハ	特定外国子会社等で所在地国基準又は非関連者基準を満たさないものが、事業基準、実体基準及び管理支配基準を満たす場合の適用対象金額の計算において、人件費の10%相当額を控除する措置が廃止されます。								
④	<p>〈特定外国子会社等に係る資産性所得合算課税制度の導入〉</p> <p>特定外国子会社等のうち適用除外基準を満たす者であっても、次に掲げる所得（以下「資産性所得」といいます。）を有する場合には、その資産性所得について、内国法人等のその特定外国子会社等に対する株式等の保有割合に応じ、内国法人等の所得に合算して課税されます。（措法66の6④）</p> <table border="1" data-bbox="268 1574 1391 1910"> <tr> <td data-bbox="276 1574 331 1664">イ</td> <td data-bbox="339 1574 1383 1664">株式保有割合10%未満の株式等の配当等に係る所得又はその譲渡（取引所又は店頭における株式等の譲渡に限ります。）による所得</td> </tr> <tr> <td data-bbox="276 1675 331 1765">ロ</td> <td data-bbox="339 1675 1383 1765">債券の利子に係る所得又はその譲渡（取引所又は店頭における債券の譲渡に限ります。）による所得</td> </tr> <tr> <td data-bbox="276 1776 331 1854">ハ</td> <td data-bbox="339 1776 1383 1854">工業所有権及び著作権（出版権及び著作権隣接権を含みます。）の提供による所得（特定外国子会社等により開発されたもの等から生ずる所得を除きます。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="276 1865 331 1910">ニ</td> <td data-bbox="339 1865 1383 1910">船舶又は航空機の貸付けによる所得</td> </tr> </table> <p>ただし、特定外国子会社等の資産性所得の合計額がその特定外国子会社等の税引前所得の5%以下である場合又は特定外国子会社等の資産性所得に係る収入金額の合計額が1,000万円以下である場合（デミニマス基準：少額所得除外基準）には、本</p>	イ	株式保有割合10%未満の株式等の配当等に係る所得又はその譲渡（取引所又は店頭における株式等の譲渡に限ります。）による所得	ロ	債券の利子に係る所得又はその譲渡（取引所又は店頭における債券の譲渡に限ります。）による所得	ハ	工業所有権及び著作権（出版権及び著作権隣接権を含みます。）の提供による所得（特定外国子会社等により開発されたもの等から生ずる所得を除きます。）	ニ	船舶又は航空機の貸付けによる所得
イ	株式保有割合10%未満の株式等の配当等に係る所得又はその譲渡（取引所又は店頭における株式等の譲渡に限ります。）による所得								
ロ	債券の利子に係る所得又はその譲渡（取引所又は店頭における債券の譲渡に限ります。）による所得								
ハ	工業所有権及び著作権（出版権及び著作権隣接権を含みます。）の提供による所得（特定外国子会社等により開発されたもの等から生ずる所得を除きます。）								
ニ	船舶又は航空機の貸付けによる所得								

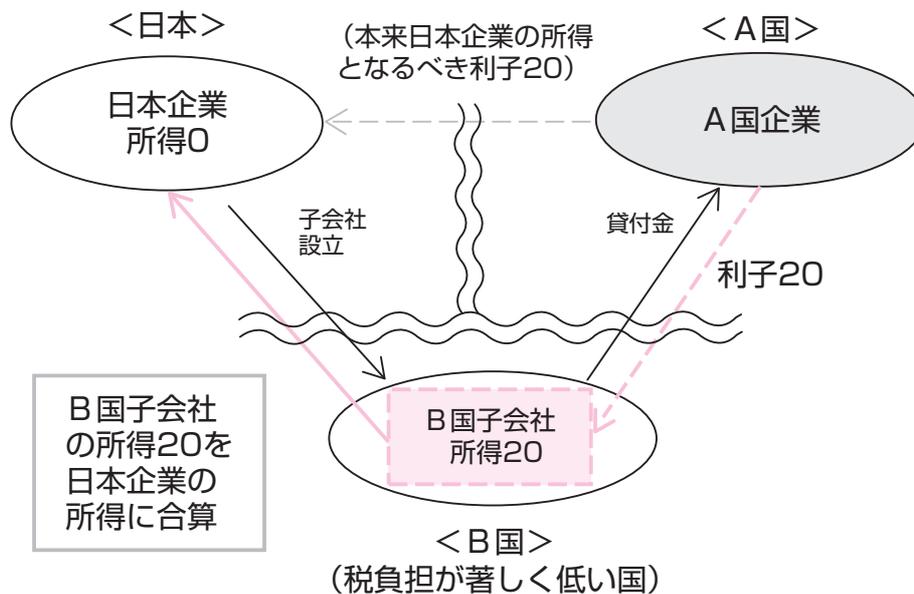
	<p>措置は適用されないこととされました。(措法66の6⑤)</p> <p>(注1) 資産性所得の金額は、その特定外国子会社等の課税対象金額が上限とされます。</p> <p>(注2) 資産性所得に係る収入金額から直接経費(収支の関係が明らかなものに限ります。)が控除されます。ただし、株式等の配当等及び債券の利子については、当期の支払利息を按分した金額の控除が認められます。</p> <p>(注3) 資産性所得のうち特定外国子会社等が行う事業(事業基準に掲げる事業が除かれます。)の性質上、基本的かつ重要で欠くことのできない業務から生ずる上記イ及びロの所得が除かれます。</p>				
	<p>内国法人等が外国法人から配当等を受ける場合には、その配当等の額のうち、内国法人等の配当等を受ける日を含む事業年度及びその事業年度開始の日前2年以内に開始した各事業年度における次のいずれか少ない金額に達するまでの金額は、益金の額に算入されないこととされました。(措法66の8)</p>				
⑤	<table border="1"> <tr> <td>イ</td> <td>その外国法人が他の外国法人(合算対象とされた金額を有さない者が除かれます。)から受けた配当等の額のうち、その内国法人等がその外国法人を通じて間接に有する株式等に対応する部分の金額に相当する金額の合計額</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>その他の外国法人につき合算対象とされた金額のうち、その内国法人等がその外国法人を通じて間接に有する株式等に対応する部分の金額の合計額</td> </tr> </table>	イ	その外国法人が他の外国法人(合算対象とされた金額を有さない者が除かれます。)から受けた配当等の額のうち、その内国法人等がその外国法人を通じて間接に有する株式等に対応する部分の金額に相当する金額の合計額	ロ	その他の外国法人につき合算対象とされた金額のうち、その内国法人等がその外国法人を通じて間接に有する株式等に対応する部分の金額の合計額
イ	その外国法人が他の外国法人(合算対象とされた金額を有さない者が除かれます。)から受けた配当等の額のうち、その内国法人等がその外国法人を通じて間接に有する株式等に対応する部分の金額に相当する金額の合計額				
ロ	その他の外国法人につき合算対象とされた金額のうち、その内国法人等がその外国法人を通じて間接に有する株式等に対応する部分の金額の合計額				
⑥	<p>特殊関係株主等である内国法人等に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例について、上記①、③ハ、④及び⑤と同趣旨の改正が行われました。(措法66の9の2)</p>				
⑦	<p>その他所要の措置が講じられました。</p>				

※トリガー税率=引き金になる税率



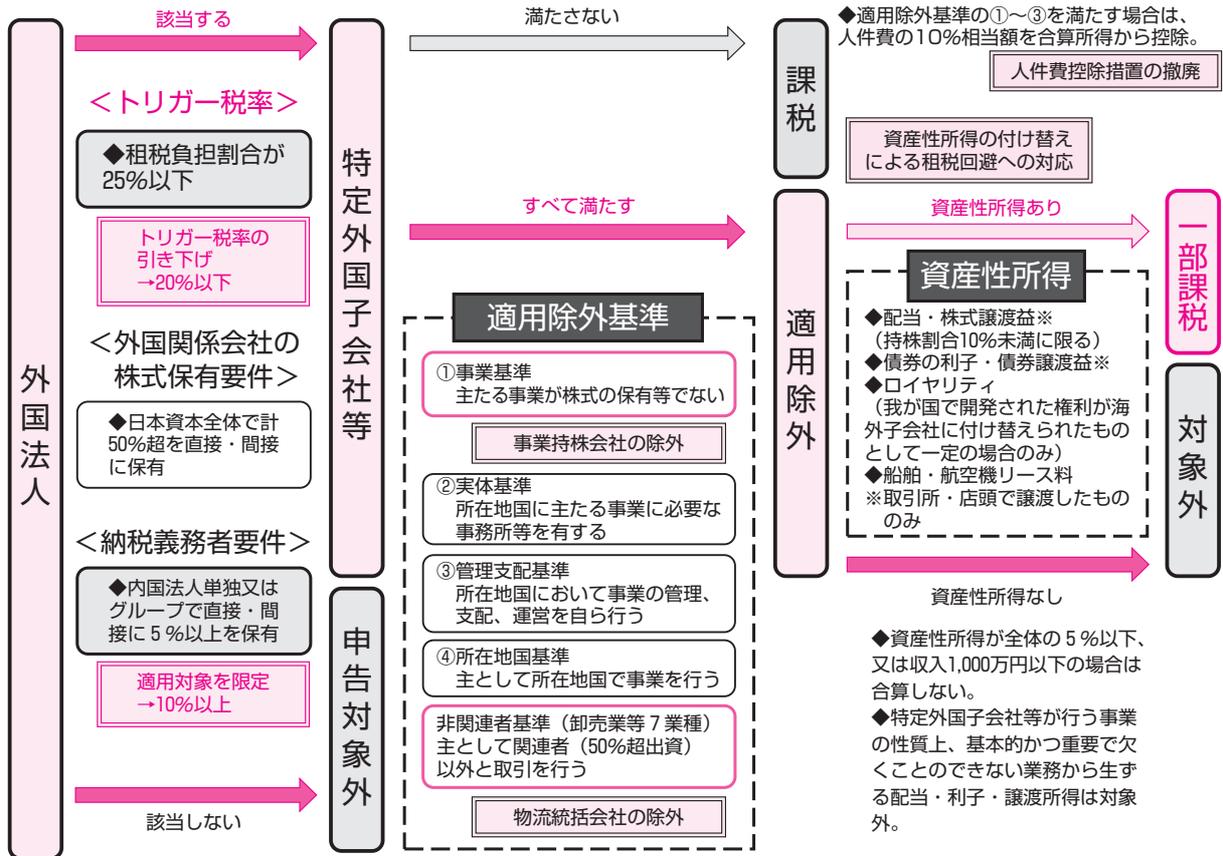
これらの改正は、特定外国子会社等の平成22年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。ただし、上記⑤は、内国法人の同日以後に開始する事業年度において受ける外国法人からの配当等について適用されます。(平22改所法等附90)

### 【タックスヘイブン税制の概要】



(経済産業省「平成22年度税制改正について」より)

## 参考 タックスヘイブン税制の概要及び変更点



（経済産業省「平成22年度税制改正について」より）

## 2 移転価格税制の見直し

（措法66の4）

移転価格税制については、OECDにおける移転価格ガイドライン見直しの議論の動向などを踏まえながら、関連者の判定基準の実質的判断や独立企業間価格の算定方式における「幅（レンジ）」の概念のあり方などについて検討がされています。独立企業間価格の算定方式の適用優先順位を柔軟化することや比較対象取引の候補となりうる取引が複数存在する場合等の選定方法をさらに明確化すること、シークレットコンパラブル（類似の取引を行う第三者から質問検査等により入手した比較対象取引についての情報）のあり方、執行体制を充実させて事前確認を迅速化させることなど、必要な方策が検討されています。

また、適切に課税・徴収を確保する観点から、クロスボーダーで活動を行う者に対する課税の確保や適正性、国外資産等に関する情報の的確な把握についても、具体的な方策が検討されてきました。

さらに、租税条約については、今後とも我が国経済の活性化や我が国課税権の適切な確保に資するよう、日本の経済構造及び国内法制、国際課税を巡る状況等を勘案しつつ、条約締結国のネットワークを迅速に拡充することが必要です。

そこで、平成22年度改正では、国際取引を行う企業の予見可能性を確保し、事務負担に配慮しつつ、税務執行の透明化・円滑化の観点から、国外関連者との取引に係る課税の特例（いわゆる移転価格税制）について、次の見直しが行われました（措法66の4⑥）。

①	移転価格課税について、独立企業間価格の算定及び検証に当たり、国外関連者との間の取引価格の交渉過程等の検討を要する場合に特に留意すべき事項等が運用において明確にされました。				
②	移転価格調査における納税者の協力が得られない場合の推定課税規定において提出又は提示を求めている書類について、その範囲が、次の区分に基づき、明確にされました。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="text-align: center;">イ</td> <td>国外関連取引の内容を記載した書類</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ロ</td> <td>国外関連取引について法人が算定した独立企業間価格に係る書類</td> </tr> </table>	イ	国外関連取引の内容を記載した書類	ロ	国外関連取引について法人が算定した独立企業間価格に係る書類
イ	国外関連取引の内容を記載した書類				
ロ	国外関連取引について法人が算定した独立企業間価格に係る書類				

### 参考 移転価格税制の概要（改正前の税制と改正後の内容）

国際課税制度（移転価格税制）

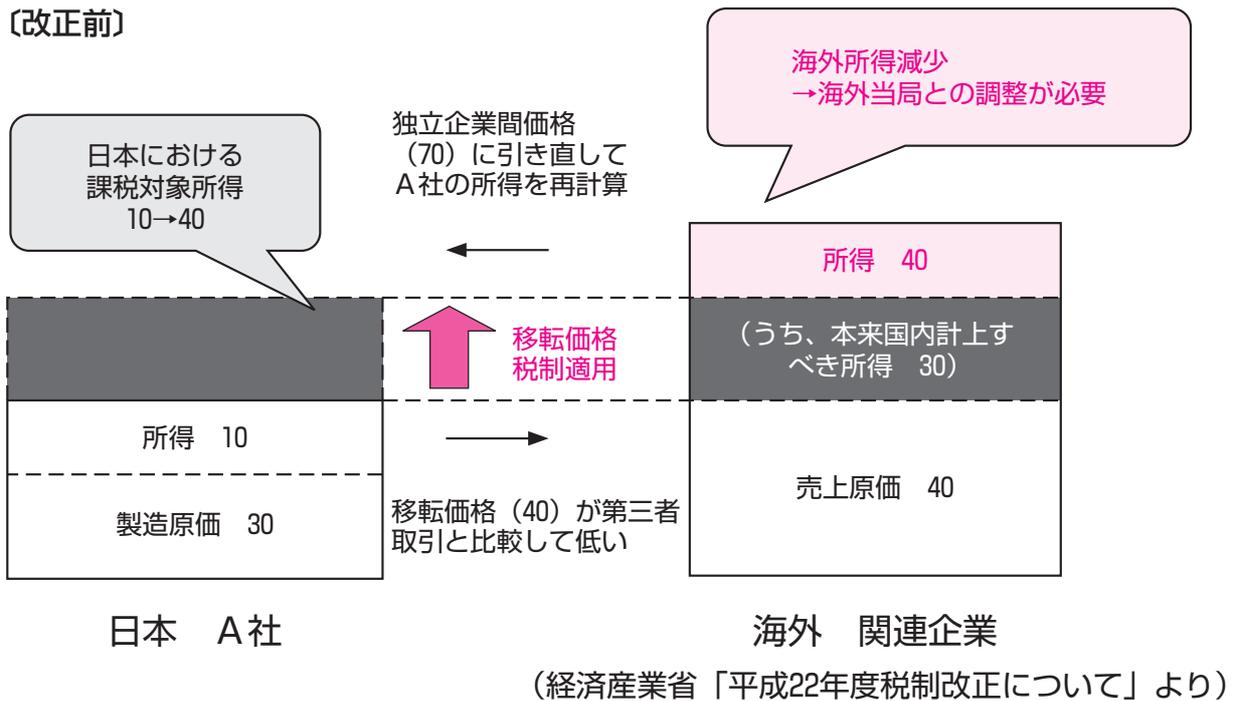
拡充・見直し

#### ◇移転価格税制の概要（改正前）

- 【創設年度：S61年】
- 日本企業が、外国子会社との取引価格を操作して、租税回避を行うことを防止する制度。
  - 例えば、日本からモノを海外子会社に売る場合、売却価格を低めに設定して、（税率が高い）日本側の利益を圧縮し、（税率が低い）外国子会社側での利益を多く計上することで、日本での課税逃れを図る場合がある。
  - このような場合、通常取引価格（※）に引き直した所得に対して課税を行う制度。
  - ※独立の第三者であればその価格で取引したであろう価格：「独立企業間価格」

#### ◇改正内容

- 移転価格税制は、独立企業間価格の算定のために膨大な労力と時間を要し、企業にとっては重大な課税リスクを伴う制度。
- 対等出資等の国際合併企業について、
  - ①出資先の相手国政府の規制・指導がある場合や
  - ②相手国側の同意なくしては価格決定できない場合
- などを念頭においた独立企業間価格の算定を適切に行う必要あり。
- 課税の基礎となる価格の算定に当たり考慮すべき事項等の明確化
- あわせて、税務執行の透明化・円滑化の観点から、独立企業間価格算定に必要な文書の範囲の明確化



### 3 外国税務当局との情報交換等

平成22年度改正では、外国税務当局との情報交換に関する規定が創設されました。その内容は、租税条約や行政取極の締結により情報交換ネットワークを迅速に拡充するとともに、情報提供と守秘義務の関係を整理することによって一層効率的かつ円滑に情報交換を実施していくため、租税条約等に定めるところにより、当該租税条約等の相手国の税務当局に対し、租税に関する情報の提供を行うことができるというものです。

また、今、国境の枠を越えて課税を行う「国際連帯税」に注目が集まっています。国際連帯税は、国際金融危機、貧困問題、環境問題など、地球規模の問題に対応するための資金調達手段です。すでにフランスやチリ、韓国などが航空券連帯税を導入するなど、国際的な広がりを見せています。また、国際金融取引等に対する課税や、途上国の開発支援の財源確保などのために、国境を越える輸送に対する課税など、様々な課税手法が議論されています。我が国でも、地球規模の問題解決のために国際連帯税の検討が早急に進めています。

#### ■情報交換についての国内法整備

近時、金融危機を背景に、いわゆるタックスヘイブンへの不透明な資金の流

れが国際的に問題視される中、G8首脳会合・G20首脳会合（※）等の一連の国際会議において、国際的な租税回避を防止する観点から、当局間において、適切な課税の確保に必要な情報を交換することの重要性が指摘されています。

こうした中、各国において租税条約等を積極的に締結する動きが加速化しており、我が国としても、租税条約や行政取極の締結により情報交換ネットワークを迅速に拡充するとともに、より効率的かつ円滑に情報の交換を行うため、根拠規定（国内法）が整備されました。

※ 主要8か国首脳会合、20か国・地域首脳会合

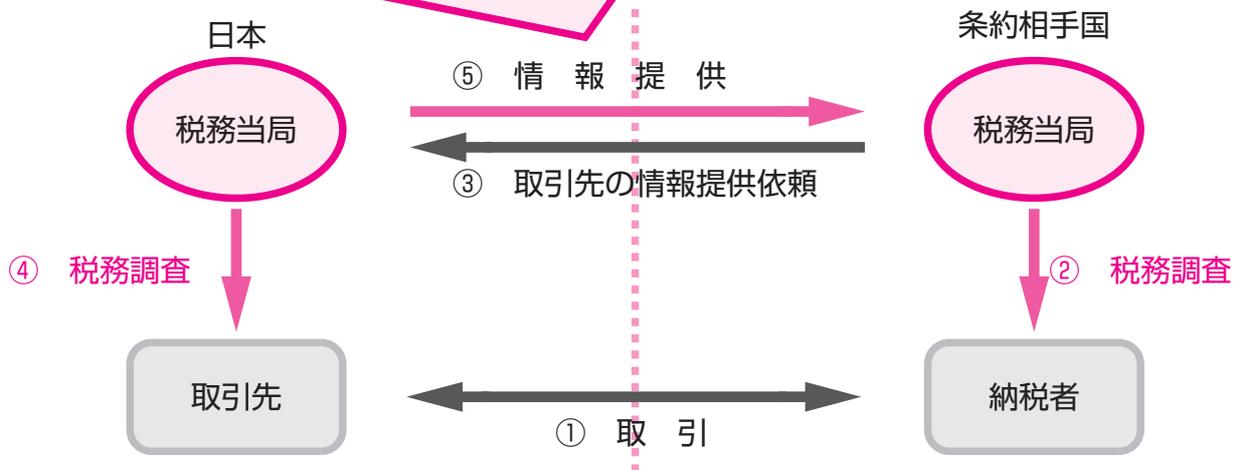
〈イメージ〉

**【改正後】**

租税条約（行政取極を含む）に定めるところにより、相手国の税務当局に対し、租税に関する情報の提供を行うことができる旨の規定を創設（租税条約実施特例法の改正）

⇒ これにより、

- ① 行政当局間の合意（取極）による迅速な情報交換ネットワークの拡充を確保
- ② 相手国への情報提供と守秘義務の関係を明確化



（内閣府「税制改正参考資料」より）

## 4 振替国債等の利子の課税の特例等の整備等

（措法5の2、41の13、67の17）

振替国債等の利子の課税の特例等について、次の措置が講じられました。

- ① 次のいずれかに該当する外国投資信託（証券投資信託又は公社債等運用投資信託に該当するものに限り、）は、適格外国証券投資信託に該当するものとされました。

- イ その設定に係る受益権の国外における募集が公募により行われている外国投資信託で、次の要件を満たすもの
- (イ) 当該受益権の国内における募集が公募により行われること。
  - (ロ) 上記(イ)の募集が行われた当該受益権に係る収益の分配が国内における支払の取扱者を通じて交付されること。
- その設定に係る受益権のすべてが他の適格外国証券投資信託(上記イに該当するものを含まず)の信託財産として取得されるものであること。
- ② 非居住者又は外国法人が支払を受ける振替国債等(利子が支払われるものに限ります)の償還差益(償還価額と取得価額との差額をいいます。以下同じ)について所得税及び法人税が非課税とされ、外国法人が支払を受ける特定短期国債の償還差益について法人税が非課税とされました。
- ③ 特例の適用手続について、次の措置が講じられました。
- イ 適格外国仲介業者の承認制度について、特定振替機関ごとに国税庁長官の承認を受けるものとし、承認の取消事由について所要の規定の整備を行う。
- 非課税適用申告書について、特定振替機関等又は適格外国仲介業者ごとに、これらを経由して特定振替機関等の本店等の所在地の所轄税務署長に提出するものとする。
- ハ 非課税区分口座の創設
- (イ) 非居住者又は外国法人が、特定振替機関等又は適格外国仲介業者から設定を受けている非課税区分口座において振替記載等を受けている振替国債等の利子の支払を受ける場合において、当該特定振替機関等又は適格外国仲介業者が当該振替国債等の利子の額等一定の事項を記載した書類を源泉徴収義務者に提出したときは、所有期間明細書の提出をしたものとみなす。
  - (ロ) 適格外国仲介業者は、非課税区分口座の設定をする際、その設定を受けようとする者に関する事項を国税庁長官の承認を受けた適格口座管理機関に通知し、当該非課税区分口座において振替記載等を受けている振替国債等の利子について、その受領者に関する事項を当該適格

口座管理機関に通知するものとする。

- (ハ) 適格外国仲介業者から設定を受けている非課税区分口座において振替記載等を受けた振替国債等について、当該適格外国仲介業者による振替帳簿の記載事項の通知及び特定振替機関等による各人別帳簿の作成を不要とする。
- (二) 特定振替機関等は、上記（イ）の場合には、利子の受領者に関する事項について振替国債等の利子の支払調書を提出するものとする。

### 適用期日



これらの改正は、原則として、平成22年6月1日以後にその計算期間が開始する振替国債等の利子について適用されます。(平22改所法等附46、70、98)

## 5 振替社債等の利子等の非課税制度の創設

(措法5の3、41の13、67の17)

海外投資家の我が国金融・資本市場への投資の促進等の観点から、非居住者等が受ける振替社債等の利子等の非課税制度が創設されました。

- ① 非居住者又は外国法人が平成25年3月31日までに発行される特定振替社債等（利子が支払われるものに限り、その利子の額が振替社債等の発行者等に関する一定の指標を基礎として算定されるものを除きます。）につき支払を受ける利子及び償還差益並びに外国法人が支払を受ける同日までに発行される特定短期社債の償還差益について、所得税及び法人税が非課税とされました。
- ② 上記①の措置は、特定振替社債等の発行者の特殊関係者が支払を受ける利子及び償還差益については適用しないこととされました。
- ③ 非課税措置の適用手続等について、所要の措置が講じられました。

### 適用期日



これらの改正は、原則として、平成22年6月1日以後にその計算期間が開始する振替社債等の利子について適用されます。(平22改所法等附47、70、98)

## 6 民間国外債等の利子及び発行差金の課税の特例の見直し等

(措法6、41の13、67の17)

民間国外債等の利子及び発行差金の課税の特例について、次のとおり見直し

が行われた上、その適用期限が撤廃されました。

- ① 指定民間国外債制度について、2年間の経過措置が講じられた上、廃止されました。
- ② 非課税措置の対象から除かれる民間国外債について、軽課税国に本店等が所在する実体のない外国法人により発行される民間国外債に代えて、次のものとされました。
  - イ その利子の額が民間国外債の発行者等に関する一定の指標を基礎として算定される当該民間国外債
  - ロ 民間国外債の発行者の特殊関係者が有する当該民間国外債
- ③ 国内金融機関等が支払を受ける上記②イ又はロに該当する民間国外債の利子について、源泉徴収が免除されました。
- ④ 特定民間国外債制度における特殊関係者に関する利子受領者情報等について、所要の措置が講じられました。

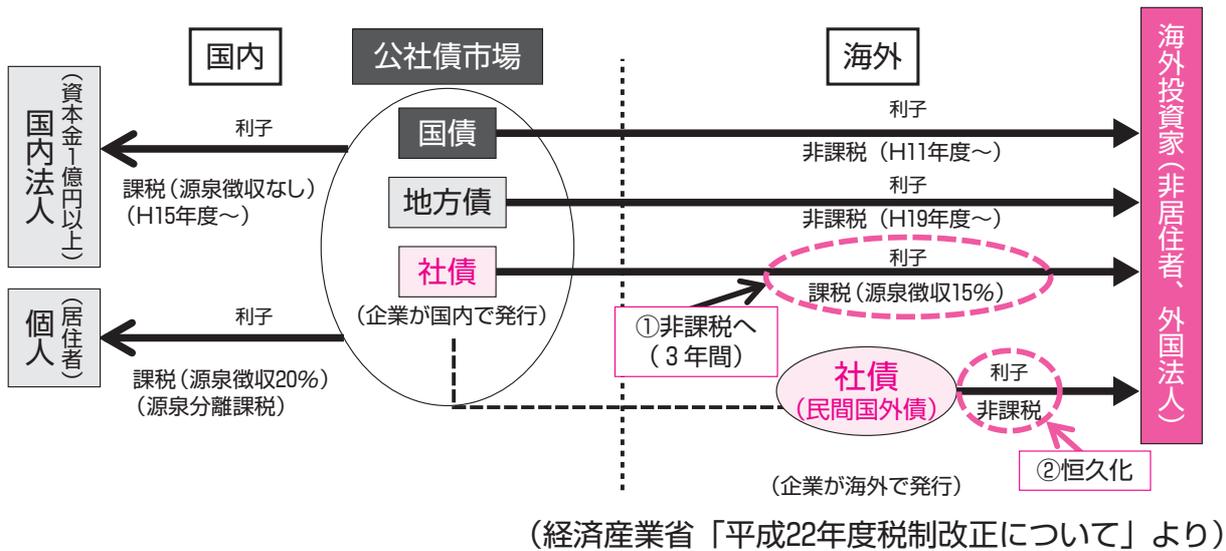


上記②から④までの改正は、平成22年4月1日以後に発行される民間国外債の利子について適用されます。(平22改所法等附48、70、98)

参考

改正概要

- ① 非居住者等が受け取る振替社債の利子等の非課税措置
- ② 非居住者等が受け取る民間国外債の利子等の非課税措置



# III

# 相続・贈与税制

## 改正のポイント

### 1 小規模宅地等の相続税の課税価格特例制度の縮減等

(措法69の4、措令40の2)

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例については、相続人等による事業又は居住の継続への配慮という制度趣旨があります。

しかし、改正前の小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例制度では、相続後に事業等を継続しない場合も50%の評価減の特例が受けられるなど、制度趣旨から大きく懸け離れてきたこと等に鑑み、いくつかの見直しが行われました。

#### 制度の趣旨に照らして妥当ではないと認められる事例

<p><b>【事例①】</b> 居住や事業を継続しない場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>宅地等</th> <th>上限面積</th> <th>軽減割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">事業用</td> <td>事業継続</td> <td>400㎡ ▲80%</td> </tr> <tr> <td>非継続</td> <td>200㎡ ▲50%</td> </tr> <tr> <td>不動産貸付</td> <td>200㎡ ▲50%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">居住用</td> <td>居住継続</td> <td>240㎡ ▲80%</td> </tr> <tr> <td>非継続</td> <td>200㎡ ▲50%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(改正前)</p> <p>事業・居住を継続しなくても ▲50%適用</p>	宅地等	上限面積	軽減割合	事業用	事業継続	400㎡ ▲80%	非継続	200㎡ ▲50%	不動産貸付	200㎡ ▲50%	居住用	居住継続	240㎡ ▲80%	非継続	200㎡ ▲50%	<p><b>【事例②】</b> ▲80%の要件を満たす者と満たさない者が、宅地を共同相続する場合</p> <p>(例) 居住用の場合</p> <p>配偶者： ▲80% 居住しない子： ▲50% (改正前)</p> <p>共有の場合、居住しなくても ▲80%適用</p>	<p><b>【事例③】</b> 宅地の上に存する一棟の建物のうちに、居住用と貸付用がある場合</p> <p>居住用： ▲80% 貸付用： ▲50% (改正前)</p> <p>居住用があれば、全体が ▲80%適用</p>	<p><b>【事例④】</b> 被相続人等が居住の用に供していた宅地等が複数存在する場合</p> <p>被相続人等が主として居住の用に供していた一の宅地等が適用対象となる点について、規定を明確化する必要あり</p>
宅地等	上限面積	軽減割合																
事業用	事業継続	400㎡ ▲80%																
	非継続	200㎡ ▲50%																
	不動産貸付	200㎡ ▲50%																
居住用	居住継続	240㎡ ▲80%																
	非継続	200㎡ ▲50%																

<p>改正後</p>	<p>【事例①】→相続人等が相続税の申告期限まで事業又は居住を継続しない宅地等(改正前：200平方メートルまで50%減額)が適用対象から除外されました。</p>	<p>【事例②】→一の宅地等について共同相続があった場合には、取得した者ごとに適用要件が判定されます。</p>	<p>【事例③】→一棟の建物の敷地の用に供されていた宅地等のうちに特定居住用宅地等の要件に該当する部分とそれ以外の部分がある場合には、部分ごとに按分して軽減割合を計算します。</p>	<p>【事例④】→特定居住用宅地等は、主として居住の用に供されていた一の宅地等に限定されることになりました。</p>
------------	----------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------

### (1) 非継続の特定特例対象宅地を対象から除外

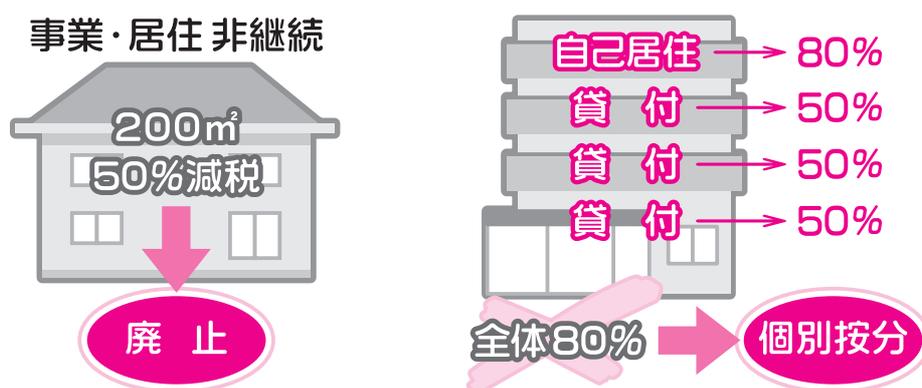
相続人等が相続税の申告期限まで事業又は居住を継続しない特定特例対象宅地等（改正前：200平方メートルまで50%減額）が適用対象から除外されました。

なお、この改正により、50%評価減が適用されるケースは、「貸付事業用宅地等」のみとなりました。この「貸付事業用宅地等」とは、被相続人等の事業（不動産貸付業その他一定のものに限る。以下「貸付事業」といいます。）の用に供されていた宅地等で、次に掲げる要件のいずれかを満たす当該被相続人の親族が相続又は遺贈により取得したもの（特定同族会社事業用宅地等を除き、一定の部分に限ります。）をいいます。（措法69の4③四）

イ	当該親族が、相続開始時から申告期限までの間に当該宅地等に係る被相続人の貸付事業を引き継ぎ、申告期限まで引き続き当該宅地等を有し、かつ、当該貸付事業の用に供していること。
ロ	当該被相続人の親族が当該被相続人と生計を一にしていた者であって、相続開始時から申告期限まで引き続き当該宅地等を有し、かつ、相続開始前から申告期限まで引き続き当該宅地等を自己の貸付事業の用に供していること。

### (2) 共同相続があった場合の適用要件の見直し

改正前の特例では、複数の相続人等が共同で相続等により取得した場合には、その取得した者のうちに一人でも適用要件を満たす者がおれば、その取得等した小規模宅地等の全体について80%の評価減が適用できました。しかし、今年の税制改正で、一の宅地等について共同相続があった場合には、取得した者ごとに適用要件を判定することとなりました。



具体的には、被相続人と同居していた親族と同居していなかった親族が、小規模宅地等を共同相続して、継続居住している場合には、改正前はどちらの親族にも80%評価減が適用されましたが、改正後は、同居親族には80%評価減が適用され、同居していなかった親族には、50%評価減さえも適用されません。

また、被相続人の居住用宅地等を被相続人の配偶者及び同居していなかった子が相続等により取得した小規模宅地等は、改正前は、小規模宅地等の全体を80%で評価減の適用をすることができました。しかし、今年の税制改正では、取得した者ごとに判定しますので、被相続人の配偶者が取得等した居住用宅地部分は80%評価減で適用できますが、その子が取得等した居住用宅地等部分は80%評価減で評価することができなくなりました。

### (3) 宅地等の上の一棟の建物のうちに特定居住用宅地等とそれ以外の部分がある場合

従来の特例では、宅地等の上に存する一棟の建物のうちに特定居住用宅地等とそれ以外の部分がある場合には、特定事業用宅地等に該当する部分以外のすべての部分を特定居住用宅地等としてその取得等した小規模宅地等の全体について80%の評価減が適用できました。

しかし、今年の税制改正で、一棟の建物の敷地の用に供されていた宅地等のうちに、特定居住用宅地等の要件に該当する部分とそれ以外の部分がある場合には、部分ごとに按分して軽減割合を適用することとなりました。

### (4) 複数の特定居住用宅地等がある場合の特例適用の明確化

被相続人等の居住の用に供していた宅地等が複数存在する場合の小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例制度の取扱いは、今まで明確に規定されていませんでした。しかし、今年の税制改正では、特定居住用宅地等については、「主としてその居住の用に供していた一の宅地等」に限られることが明確化されました。



これらの改正は、平成22年4月1日以後の相続又は遺贈により取得する小規模宅地等に係る相続税について適用されます。(平22改所法等附124①)

## 改正前と改正後の比較

相続又は遺贈によって取得した財産のうち、相続開始の直前において、被相続人等（被相続人及び被相続人と生計を一にしていた親族をいいます。）の事業の用又は居住の用に供されていた宅地等がある場合には、相続等により財産を取得した者に係るすべての宅地等の一定の面積までの部分のうち、その相続人等の取得した宅地等（**小規模宅地等**）については、通常の価格にそれぞれの区分に応じた**80%**又は**50%**の割合（下表）を乗じて得た金額を減額して課税価格を計算します。

区 分		減額割合	特例対象面積 (平方メートル)	
			改正前	改正後
居住用宅地	特定居住用宅地等（被相続人等と同居していた親族が引き続き居住している場合など）	80%	240	240
	上記以外の特例適用の対象宅地	50%	200	廃止
事業用宅地	特定事業用宅地等（被相続人等が営んでいた事業を引き続き営んでいる場合など）	80%	400	400
	上記以外の特例適用の対象宅地	50%	200	廃止
不動産貸付	事業と称するに至らない不動産の貸付、準事業	50%	200	(※)
同族会社の事業用宅地	特定同族会社事業用宅地等（申告期限まで引き続きその同族会社の事業の用に供される場合）	80%	400	400
	上記以外の特例適用の対象宅地	50%	200	廃止

(※) 事業継続など一定の要件を満たす場合のみ、「貸付事業用宅地等」と定義して、50%評価減が適用されます。

## 適用期日



上表の改正は、平成22年4月1日以後の相続又は遺贈により取得する小規模宅地等に係る相続税について適用されます。（なお、改正前の規定は、平成13年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する小規模宅地等に係る相続税について適用されているものです。）

## 【具体例比較】

〈ケース1〉 被相続人の居住用宅地等を配偶者が取得し、申告期限までに売却した。

改正前

80%評価減 ⇒

改正後

80%評価減

〈ケース2〉 不動産貸付の用に供していた事業用宅地等を被相続人の子が取得し、申告期限までに売却した。

**改正前** 50%評価減 ⇒ **改正後** 評価減なし

〈ケース3〉 被相続人の居住用と貸付用に供されている一棟の建物が存する宅地等を被相続人と同居していた親族が取得し、申告期限までに引き続き居住用と貸付用に供していた。

**改正前** 宅地等全体に80%評価減 ⇒ **改正後** 居住用部分は80%評価減  
貸付用部分は50%評価減

### ① 特定居住用宅地等（減額割合80%適用）

「特定居住用宅地等」とは、具体的には、被相続人等が居住の用に供していた宅地等（宅地等が2以上ある場合には、一定の宅地等に限ります。）で、その相続又は遺贈によってその宅地等を取得した個人のうちに、被相続人の配偶者又は次に掲げる要件のいずれかを満たすその被相続人の親族が相続又は遺贈により取得したもの（一定の部分に限ります。）をいいます。（措法69の4③二）

イ	親族が相続開始の直前にその宅地等の上にある被相続人が居住の用に供していた家屋に同居しており、その親族が相続開始時から申告期限まで引き続きその宅地等を有し、かつ、その家屋に居住していること
ロ	被相続人の居住用宅地等を取得した親族が、相続開始前3年以内にその者又はその者の配偶者の持家（相続開始直前に被相続人が居住していた家屋を除きます。）に居住したことがない者であり、かつ、相続開始時から申告期限まで引き続きその宅地等を有していること（この規定は、被相続人の配偶者又は相続開始直前にイの家屋に居住していた法定相続人がいない場合に限り適用されます。）
ハ	親族が被相続人と生計を一にしていた者で、相続開始時から申告期限まで引き続きその宅地等を有し、かつ、相続開始直前から申告期限まで引き続きその宅地等を自己の居住の用に供していること

### ② 特定同族会社事業用宅地等（減額割合80%適用）

「特定同族会社事業用宅地等」とは、相続開始の直前に被相続人等が発行済株式の50%超を有する同族会社の事業（不動産貸付業等を除きます。）の用に供されていた宅地等で、その宅地等を相続等により取得した被相続人の親族（申告期限において、その法人の役員であるものに限ります。）が相続開始時から申告期限まで引き続き有し、かつ、申告期限まで引き続きその同族会社の事業の用に供されているもの（一定の部分に限ります。）をいいます。（措法69の4

③三)

③ 特定事業用宅地等（減額割合80%適用）

「特定事業用宅地等」とは、具体的には、被相続人等が事業の用に供していた宅地等で、次に掲げる要件のいずれかを満たすその被相続人の親族がその相続又は遺贈により取得したもの（一定の部分に限ります。）をいいます。（措法69の4③一）

イ	被相続人の親族が、相続開始時から相続税の申告期限までに、その宅地上で被相続人が営んでいた事業を引き継ぎ、申告期限まで引き続いてその宅地等を有し、かつ、その事業を営んでいること
ロ	被相続人の親族がその被相続人と生計を一にし、その宅地で事業を営んでおり、相続開始時から相続税の申告期限（④のイを除く。）まで、引き続きその宅地等を有し、かつ、相続開始前から申告期限まで引き続きその宅地等を自己の事業の用に供していること

上記「事業」の範囲には、不動産貸付業、駐車場業、自転車駐車場業（これらは、その規模、設備の状況及び業態等を問いません。）及び準事業たる不動産貸付業は、含まれません。したがって、これらの事業に該当する場合は、次の④（貸付事業用宅地等）に該当するか否かを確認します。（措令40の2④）

④ 貸付事業用宅地等（減額割合50%適用）

「貸付事業用宅地等」とは、被相続人等の事業（不動産貸付業その他一定ものに限り、以下④において「貸付事業」といいます。）の用に供されていた宅地等で、次に掲げる要件のいずれかを満たす当該被相続人の親族が相続又は遺贈により取得したもの（特定同族会社事業用宅地等を除き、一定の部分に限ります。）をいいます。（措法69の4③四）

イ	当該親族が、相続開始時から申告期限までの間に当該宅地等に係る被相続人の貸付事業を引き継ぎ、申告期限まで引き続き当該宅地等を有し、かつ、当該貸付事業の用に供していること。
ロ	当該被相続人の親族が当該被相続人と生計を一にしていた者であって、相続開始時から申告期限まで引き続き当該宅地等を有し、かつ、相続開始前から申告期限まで引き続き当該宅地等を自己の貸付事業の用に供していること。

## 2 定期金に関する権利の相続税及び贈与税の評価の見直し

今年の税制改正で、ここ数年来の懸案であった、いわゆる年金受給権の評価方法（定期金に関する権利の評価）が改正されました。改正前の評価方法による評価額が実際の受取金額の現在価値と乖離していることなどがその改正の理由です。

改正前は「年金」の形で相続人に財産を相続させると「年金受給権」として評価されることから、相続税評価額を実際の現金価値よりも大きく圧縮することが可能でした。このようなことを利用した相続税の節税商品が生命保険会社から販売されていたのですが、今回の改正で規制されることになりました。

今年の税制改正の中でも人々にとって最も関心が高いのは、「定期金に関する権利評価の改正」と思われます。

まず、改正前の定期金に関する権利の評価の取扱いをまとめますと以下のとおりです。

### 【1】改正前の定期金に関する権利の評価

郵便年金契約その他の定期金給付契約に基づく定期金に関する権利については、その定期金の給付期間に応じ、有期定期金、無期定期金、終身定期金の別により評価します。（相法24）

（注）**有期定期金**とは、一定期間に金銭その他の物の給付を受ける権利をいいます。

**無期定期金**とは、定期金の給付事由発生後給付期間が無期限のもので、将来無期限に定期的に金銭その他の物の給付を受ける権利をいいます。

**終身定期金**とは、その目的とされた者が死亡するまでの間定期に金銭その他の物の給付を受ける権利をいいます。

相続税法第24条には、課税時期に定期金給付事由が発生しているものの評価について、同法第25条では課税時期に定期金給付事由が発生していないものの評価について規定しています。（相基通24-1～24-3、評基通200）

改正前の定期金に関する権利の評価方法は、被保険者の死亡等により給付事由が発生している場合と未発生の場合に分かれていました。

## ◆改正前の給付事由が発生している場合の有期定期金

$$\text{給付金総額} \times \text{残存期間に応じた(表1)の割合(最大:年間給付金額} \times 15)$$

## ◆改正前の給付事由が発生している場合の無期定期金

$$\text{年間給付金額} \times 15$$

## ◆改正前の給付事由が発生している場合の終身定期金

$$\text{年間給付金額} \times \text{受給権者の年齢に応じた(表2)の倍数}$$

(表1) 有期定期金

残存期間	割合
5年以下のもの	70/100
5年を超え10年以下のもの	60/100
10年を超え15年以下のもの	50/100
15年を超え25年以下のもの	40/100
25年を超え35年以下のもの	30/100
35年を超えるもの	20/100

(表2) 終身定期金

残存期間	割合
25歳以下の者	11倍
25歳超40歳以下の者	8倍
40歳超50歳以下の者	6倍
50歳超60歳以下の者	4倍
60歳超70歳以下の者	2倍
70歳超の者	1倍

## ◆改正前の給付事由が未発生の場合の評価

払込済み保険料等の総額×払込開始時からの経過期間に応じた(表3)の割合

(表3) 払込開始時からの経過期間に応じた割合

経過期間	割合
5年以下のもの	90/100
5年を超え10年以下のもの	100/100
10年を超え15年以下のもの	110/100
15年を超えるもの	120/100

## 【2】 税制改正後の定期金に関する権利の評価

定期金(年金)を受け取る権利を取得した場合の相続税の評価は、前記【1】で解説しましたように、給付事由が発生している有期定期金については、その残存期間に受けるべき給付総額の20%~70%の割合を乗じた金額となり、無期定期金については、1年間に受けるべき金額の15倍に相当する金額となり、終身定期金については、1年間に受けるべき金額に受給権者の権利取得時の年齢に応じて1~11の倍数を乗じた金額となっています。

生命保険契約のうち個人年金保険など年金形式で受け取る生命保険金についても同様に「定期金に関する権利の評価」で評価することとされていますが、この評価割合等は昭和25年当時の金利水準や平均寿命などを勘案して定められたものとされており、その後の金利水準の低下や平均寿命の伸長が全く反映されていないことから実際の年金受取額とは大きく乖離してしまっているのが実状です。そこで、「定期金に関する権利評価」の改正が行われました。以下その改正の内容を掲げます。

### (1) 給付事由が発生している定期金に関する権利の評価額

次に掲げる金額のうちいずれが多い金額とされました。

①	解約返戻金相当額
②	定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、その一時金相当額
③	予定利率等を基に算出した金額

## (2) 給付事由が発生していない定期金に関する権利の評価額

原則として、**解約返戻金相当額**とされました。

### 適用期日



(1)の改正は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に契約締結して、その期間内に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する定期金に関する権利（確定給付企業年金等に係るものを除く。）及び平成23年4月1日以後の相続若しくは遺贈又は贈与により取得する定期金に関する権利に係る相続税又は贈与税について適用されます。（平22改所法等附32）

(2)の改正は、平成22年4月1日以後の相続若しくは遺贈又は贈与により取得する定期金に関する権利に係る相続税又は贈与税について適用されます。

**改正前**

次の①、②のいずれか低い額

① 給付金額の総額  
× 残存期間に応じた割合  
(20~70%)

② 1年間に受けるべき金額  
× 15倍

有期定期金の評価は上がる!

**改正後**

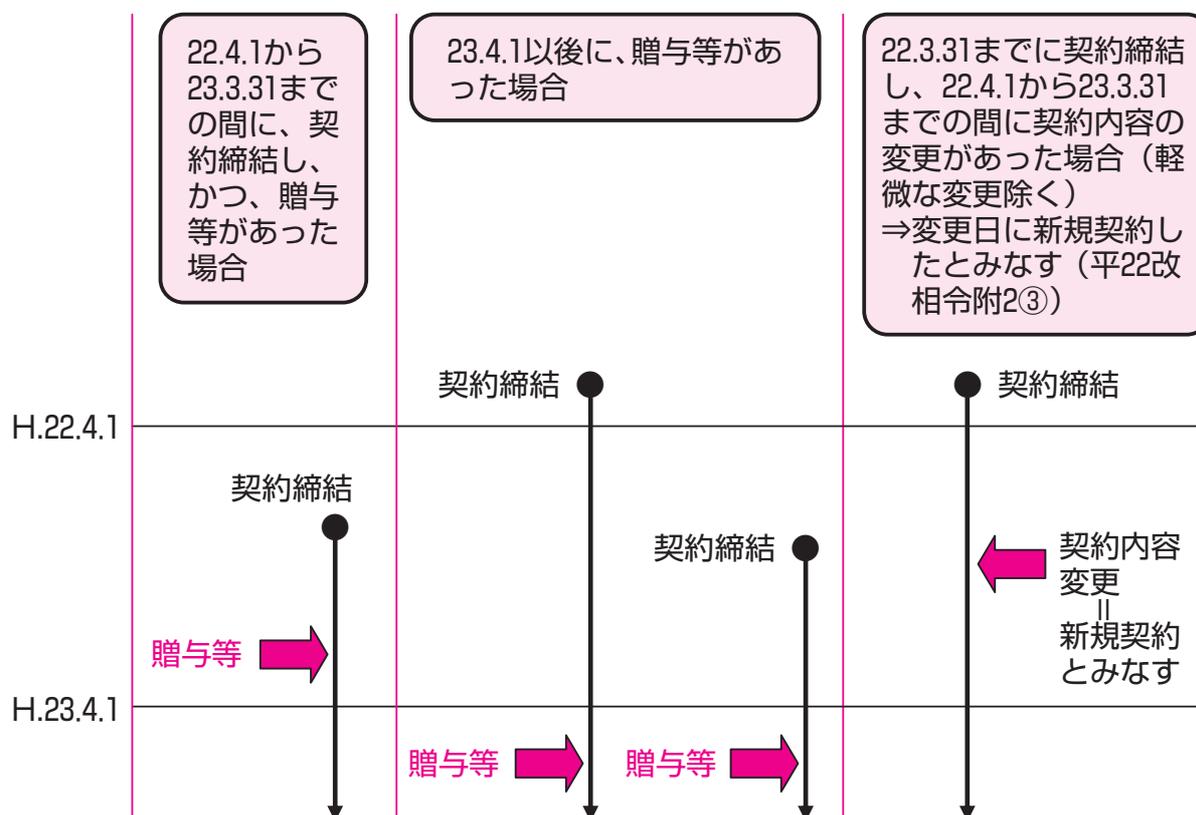
次の①~③のいずれか高い額

① 解約返戻金相当額

② (定期金に代えて一時金の給付を受けられる場合)  
一時金相当額

③ 1年間に受けるべき金額  
× 予定利率の複利年金現価率  
(残存期間に応ずるもの)

### ● 改正後の評価方法が適用される「定期金に関する権利」





平成23年3月31日までの相続等については経過措置が設けられていますが、平成23年4月1日以後の相続等については、過去の契約も含めてすべて対象になります。

### 3 住宅取得等資金に係る贈与税非課税枠の拡大延長等

(措法70の2、70の3)

#### 住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の上積み枠の廃止等

厳しい経済情勢の下、住宅着工戸数は低水準で推移しています。この状況下で、高齢者の保有する眠れる金融資産を活用し、若年世代等の住宅取得を支援するため、住宅取得等資金に充てるための資金の贈与についての措置が講じられました。具体的には、住宅取得等資金に係る贈与税について非課税枠の拡大、そして相続時精算課税制度について上乗せ額の縮減等の二つの改正がありました。これらの内容は次のとおりです。

#### 【1】住宅取得等資金に係る贈与税非課税枠の拡大（贈与税）

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置が講じられました。(措法70の2)

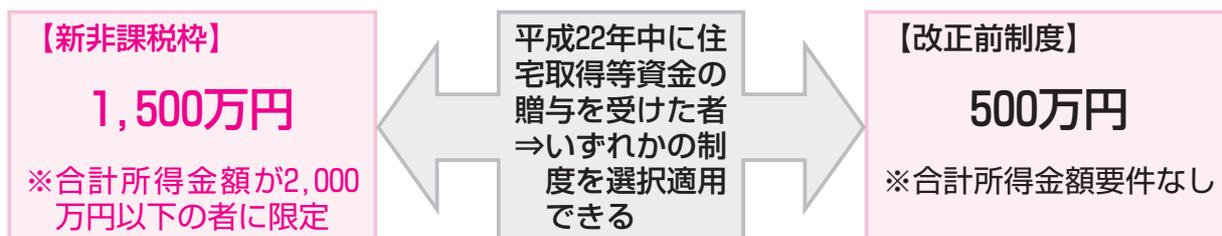
	非課税限度額（改正前500万円）が次のように引き上げられました。	
①	(イ) 平成22年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者	1,500万円
	(ロ) 平成23年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者	1,000万円
②	適用対象となる者が贈与を受けた年の合計所得金額が <b>2,000万円以下の者に限定</b> されました。	
③	適用期限が <b>平成23年12月31日</b> （改正前平成22年12月31日）までとされました。	



この改正は、平成22年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用されます。ただし、平成22年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者については、平成21年6月に創設された改正前の制度と選択して適用できることとされます。(平22改所法等附124②③④⑤)

【改正前の制度との比較】

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税非課税措置	改正内容		
	改正前	改正後	
		平成22年	平成23年
非課税枠	500万円	1,500万円	1,000万円
適用対象となる者の贈与を受けた年の合計所得金額要件	なし	2,000万円	



(注) 平成23年については、改正前の制度との選択制の適用はありません。

【2】住宅取得等資金贈与に係る相続時精算課税制度の上乗せ額の廃止等

住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例について、特別控除の上乗せ（改正前1,000万円）の特例を廃止し、年齢要件の特例の適用期限が平成23年12月31日（改正前平成21年12月31日）まで2年間延長されました。（措法70の3）



住宅取得等資金ではない財産を贈与する通常の相続時精算課税制度の場合は、贈与者（親）は、その贈与の年の1月1日において65歳以上である必要があります。

参考

住宅取得等資金の贈与に係る贈与税の特例措置の拡充

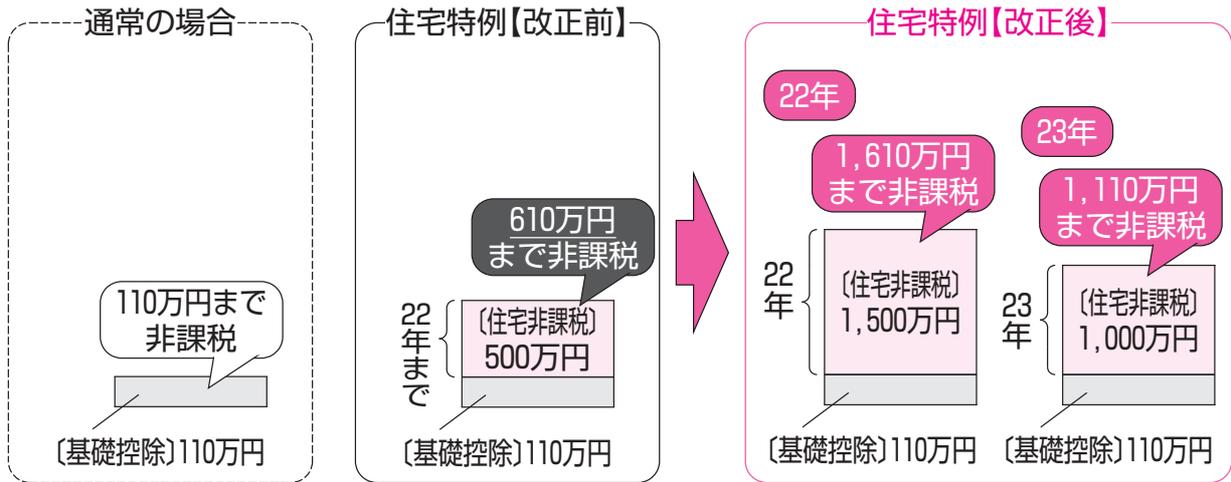
経済対策のための時限措置として、適用対象者をその贈与を受けた年の合計所得金額が2,000万円以下の者としたうえ、非課税限度額(改正前：500万円)を次のように引上げ。

イ 平成22年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者…1,500万円

ロ 平成23年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者…1,000万円

(注) 適用期限は平成23年12月31日まで。

暦年課税の場合



(注) 「合計所得金額」(※)とは、次の①と②の合計額(総所得金額)に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額をいう。

① 事業所得、不動産所得、利子所得、給与所得、配当所得、総合課税の短期譲渡所得及び雑所得の合計額

② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額の2分の1の金額

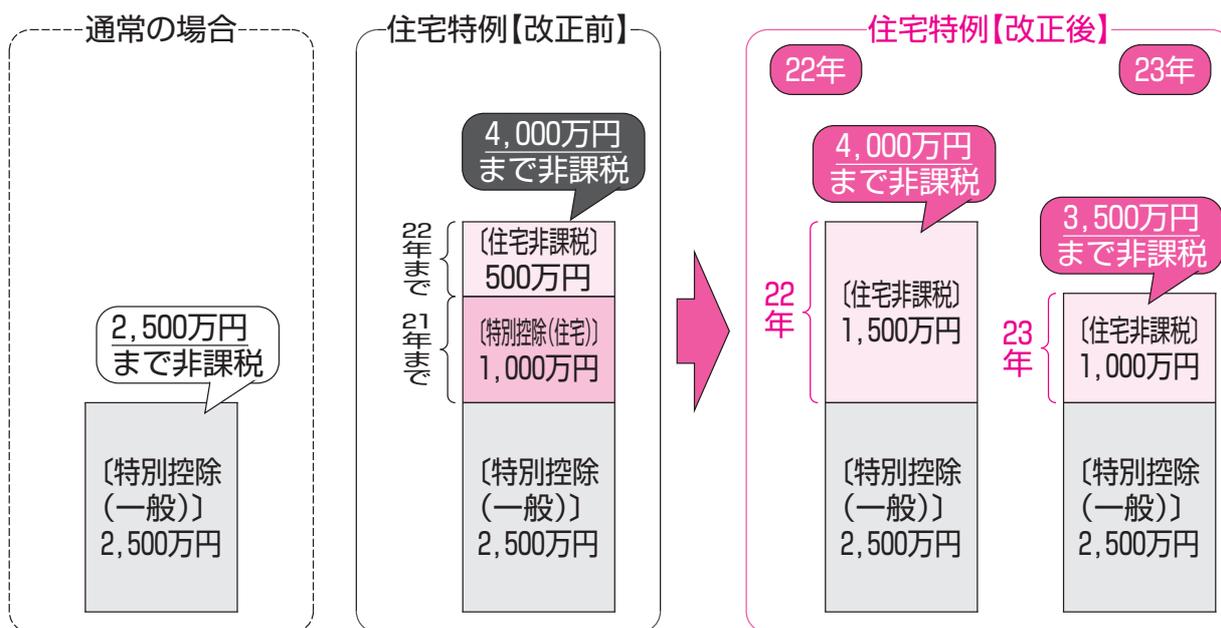
※ 1 申告分離課税の所得がある場合には、その特別控除前の所得金額の合計額を加算。

2 源泉分離課税される利子所得等は加算しない。

3 損益通算後、損失の繰越し控除前。



相続時精算課税の場合



- (注) 1. 相続時精算課税の特別控除に係る財産は相続時に相続財産に合算されるが、非課税枠に係る財産は合算されない。  
 2. 住宅取得等資金に係る精算課税の特別控除の1,000万円上乗せ特例は、適用期限(平成21年12月31日)をもって、廃止。なお、贈与者の年齢要件に係る特例(贈与者が65歳未満の場合でも相続時精算課税の適用が可能)は、平成23年12月31日まで、2年延長。

(財務省「平成22年度税制改正案について」より)

一口情報

住宅エコポイント制度の創設

平成21年12月に「明日の安心と成長のための緊急経済対策」が閣議決定され、エコリフォーム又はエコ住宅の新築をされた方は、様々な商品等と交換可能なポイントを取得できるようになりました。この制度の概要は次のとおりです。

1 エコ住宅の新築

平成21年12月8日～平成22年12月31日に建築着工したもの(平成22年1月28日以降に工事が完了したものに限りです。)

※建築着工とは、根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手をいいます。

<工事内容>

次の①又は②に該当する新築住宅

①省エネ法のトップランナー基準(住宅事業建築主の判断の基準)相当の住宅

②省エネ基準(平成11年基準)を満たす木造住宅  
 ※ポイントの申請には、基準を満たすことを証明するための登録住宅性能評価機関等の第三者評価が必要です。

2 エコリフォーム

平成22年1月1日～12月31日に工事着手したもの

(平成22年1月28日以降に工事が完了したものに限りです。)\*工事着手とは、ポイント対象工事を含むリフォーム工事全体の着手をいいます。

<工事内容>

次の①又は②の改修工事(断熱材は、住宅エコポイント事務局に登録されたものに限りです。)

①窓の断熱改修

②外壁、屋根・天井又は床の断熱改修

※これらに併せて、バリアフリー改修(手すりの設置、段差解消、廊下幅等の拡張)を行う場合は、その分のポイントが加算されます。

<ポイントの交換対象>

(1) 省エネ・環境配慮製品、(2) 各都道府県の地域産品、(3) 全国型の地域産品、(4) 商品券・プリペイドカード、(5) 地域型商品券、(6) 環境寄付、(7) 追加で実施する工事費用への充当

※詳しくは下記ホームページをご覧ください。

住宅エコポイント事務局ホームページ <http://jutaku.eco-points.jp>

国土交通省ホームページ <http://www.mlit.go.jp>

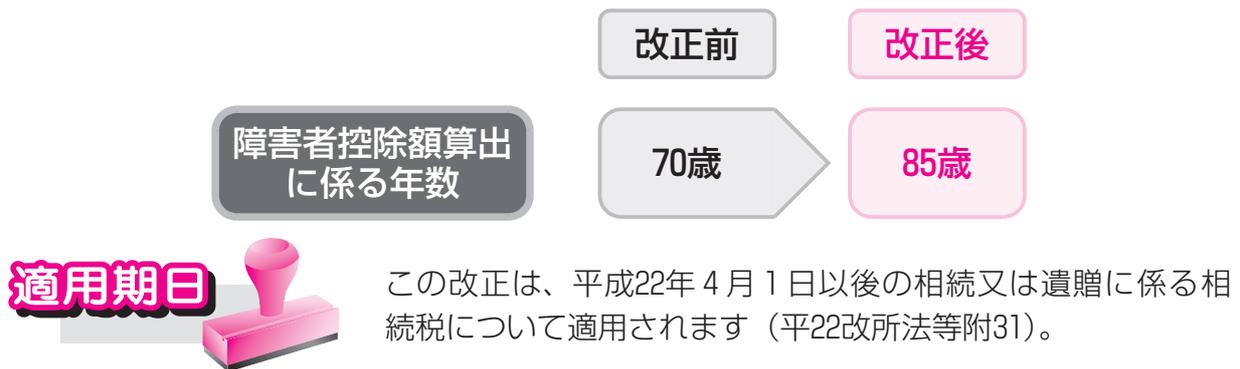
## 4

# その他の相続・贈与税制関係の改正

### 【1】相続税の障害者控除額の算出の際の年数（相法19の4）

障害者控除は昭和47年（1972年）に創設された制度です。その年の平均寿命は男性が70.50歳で、女性が75.94歳でした。平成20年（2008年）の平均寿命は男性が79.29歳で、女性が86.05歳となっており、いずれも大幅に伸ばしています。相続税の障害者控除について、制度創設時からの平均寿命の伸長を踏まえ、控除額の算出に用いる年数を相続人等が85歳（改正前70歳）に達するまでの年数とされました。なお、障害者控除は1年につき6万円（特別障害者である場合は12万円）です。

6万円（特別障害者12万円）×85歳（改正前70歳）に達するまでの年数



### 【2】非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し（措法70の7～70の7の4）

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、同制度が適用されない外国法人や医療法人等の一定の法人の株式等を会社を通じて保有する場合における認定要件の明確化が図られることとされました。また、この場合において認定を受けたその会社の株式等に係る納税猶予税額の計算上、その法人の株式等相当額が算入されないこととされる等の所要の見直しが行われました。

### 【3】小規模企業共済制度の加入対象者の拡大（相法3①二、12①六、相令1の3六）

現在、個人事業の場合は、小規模企業共済制度に加入できるのは、事業主の

みとなっています。そこで家族一体で事業が行われることが多い個人事業の実態を踏まえて、事業主の配偶者や後継者をはじめとする共同経営者も小規模企業共済制度の加入対象者とされます（小規模企業共済法2）。これに伴い、小規模企業共済制度の加入対象者に追加される共同経営者の死亡に伴い支給を受ける一時金について、相続税法上の**みなし相続財産**（退職手当金等に含まれる給付）として相続税の課税対象とするとともに、**法定相続人1人当たり500万円までの非課税制度の対象**とされました。

#### 【4】中小企業退職金共済制度の拡大（相法3①二、12①六、相令1の3六）

現在、中小企業退職金共済制度に加入できる従業員は、中小企業の事業主に雇用されている従業員となっており、個人事業の場合は、事業主の配偶者及び同一生計の家族従業員は加入できません。（ただし、配偶者以外の家族従業員で、その就労の実態が他の従業員と同様であるなど、事業主との間に雇用関係がある場合には加入できます。）。そこで同居親族のみを雇用することの多い個人事業の実態を踏まえて、中小企業退職金共済制度の加入対象者に同居親族が追加されます。これに伴い、中小企業退職金共済制度の加入対象者に追加される従業員の死亡に伴い支給を受ける一時金について、所要の省令改正による運用改正を前提に、相続税法上の**みなし相続財産**（退職手当金等に含まれる給付）として相続税の課税対象とするとともに、**法定相続人1人当たり500万円までの非課税制度の対象**とされました。

#### 【5】その他の改正

保険法が約100年ぶりに抜本改正され、生命保険契約及び損害保険契約の範囲について明確化が図られました。（相法3、相令1の2）



# IV

## 消費税制 改正のポイント

### —消費税の仕入控除税額の調整措置に係る適用の適正化—

消費税の課税を適正化するために、調整対象固定資産の取得に係る仕入控除税額が過大であった場合、減額調整する措置の対象となるよう、次の見直しが行われました。これは、以前から、アパートなどを建設した非課税事業者が、課税事業者になることで、建物の建設資金に係る仕入税額の還付を受けようとする手法を規制するための改正です。

### 改正前の仕入控除税額の調整措置の回避事例について（検査院意見表示事項）

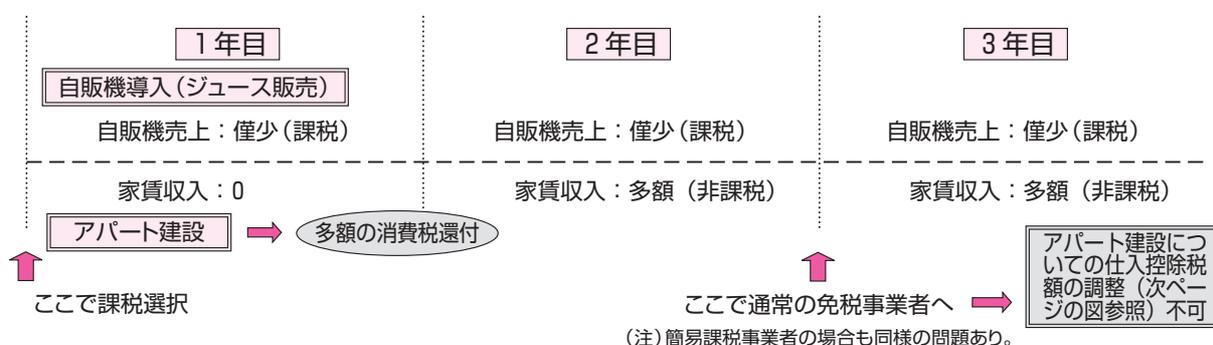
#### 【消費税の仕組み】

○課税事業者＝仕入に係る消費税額の控除（又は還付）可能

○免税事業者＝仕入に係る消費税額の控除（又は還付）不可

- ➡ ・ただし、予め届出を行えば、課税事業者となることが可能（課税選択）
- ・その後2年経てば、通常の免税事業者に戻ることも可能

#### 【検査院に指摘されたケース】



(内閣府「税制改正(要望にない項目等)」補足資料より)

### ポイント

#### 免税事業者でも課税事業者を選択できる！

免税事業者には、消費税の納税義務がないとともに、消費税の還付を受ける権利もありません。例えば、建物を建てたり、機械を購入した場合や貸倒れが生じた場合などは課税事業者ですと消費税が還付されることがありますが、免税事業者には、そのチャンスがありません。そのような場合、免税事業者が税務署へ届出（**消費税課税事業者選択届出書**）を提出して課税事業者になることがあります。改正前は、課税事業者を選択したときの強制適用期間が2年間とされていました。この点について今年の税制改正では、調整対象固定資産に該当した場合には、その取得後3年間は課税事業者であることが強制適用されることになりました。

# 1 事業者免税点制度の適用の見直し

(消法9、12の2)

次の期間（簡易課税制度の適用を受ける課税期間を除きます。）中に、調整対象固定資産を取得した場合には、その取得があった課税期間を含む3年間は、引き続き事業者免税点制度が適用できないこととされました。通常の設定投資等であっても、100万円以上の場合は対象となりますので、注意が必要です。

①	課税事業者を選択することにより、事業者免税点制度の適用を受けないこととした事業者の当該選択の強制適用期間（2年間）
②	資本金1,000万円以上の新設法人につき、事業者免税点制度を適用しないこととされる設立当初の期間（2年間）

**（注1）** 上記の改正は、①の課税事業者を選択した事業者については平成22年4月1日以後に課税事業者選択届出書を提出した者の同日以後開始する課税期間から適用し、②の新設法人については同日以後設立された法人について適用されます。（平22改所法等附35）

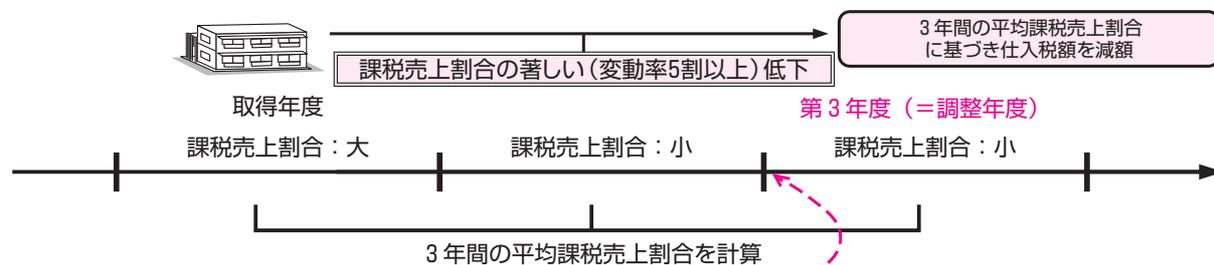
**（注2）** 調整対象固定資産とは、棚卸資産以外の資産で100万円（税抜き）以上のものです。

## 改正前の仕入控除税額の調整措置

### 【制度の概要】

○取得時の課税売上割合が、以降3年間の平均課税売上割合と比較して著しく低下した場合、第3年度に取得時の過大な控除税額を減額調整

課税売上割合は、事業のため必要な資産取得後の事業形態の変化などにより大きく変動する場合があるため、取得時の課税売上割合のみで控除税額を確定することは不適當



○ 本件事例については、第3年度において、免税事業者となる（又は簡易課税制度を選択することにより、仕入控除税額の減額を回避

（内閣府「税制改正（要望にない項目等）」補足資料より）

## 事業者免税点制度のあらまし

当期（課税期間）の「基準期間」（※）の課税売上高が1,000万円以下の場合、その課税期間については、消費税が免除されています。



消費税の免税点制度は、小規模な事業者の事務負担や税務執行コストを軽減するために設けられている措置です。

※ 「基準期間」とは次の期間をいいます。

◎個人事業者の場合	原則としてその年の前々年
◎法人の場合	原則としてその事業年度の前々事業年度（前々事業年度が1年未満である場合は原則として1年相当に換算した金額により判定）

なお、個人事業者の新規開業年とその翌年及び新たに設立された法人の第一期目と第二期目の基準期間は存在しないので、原則としてこれらの期間は免税事業者となります。ただし、法人の場合は、期首時点での資本又は出資の金額が1,000万円以上の場合、これらの期間の納税義務は免除されず、課税事業者となります。

## 2 簡易課税制度の適用の見直し

(消法37)

**1**により、引き続き事業者免税点制度を適用しないこととされた課税期間については、簡易課税制度の適用も受けられないこととされました。これで、今まで認められてきたアパートなどを建設した非課税業者が、課税事業者になることで、その建設資金に係る仕入税額の還付を受けようとする手法が規制されることになりました。

## 簡易課税制度のあらまし

簡易課税制度は、中小企業者や零細事業者の事務負担を軽減させるために設けられた制度です。基準期間の課税売上高が5,000万円以下で、かつ、税務署に「簡易課税制度選択届出書」を事前に提出している場合、仕入控除税額を実額で計算せずに、事業区分ごとのみなし仕入率を用いて、簡易的に計算する制度です。

※みなし仕入率=事業の種類ごとに、仕入高の売上高に通常占める割合を勘案して決定されています。

卸売業	小売業	製造業等	サービス業等	その他事業
90%	80%	70%	50%	60%

※サービス業等とは、サービス業、運輸、通信業、不動産業をいいます。



### 適用期日

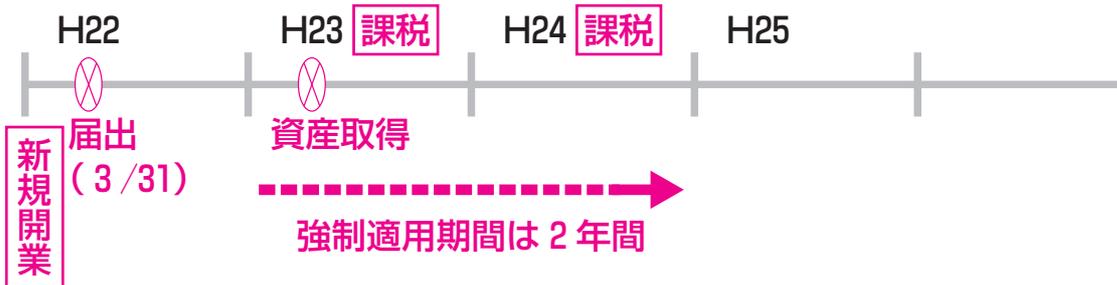
この改正は、平成22年4月1日以後に消費税課税事業者選択届出書を提出した事業者の同日以後に開始する課税期間について適用されます。新設法人については、平成22年4月1日以後設立されたものについて適用されます。(平22改所法等附35)

(例)

H22.1.1.～H22.12.31期において課税事業者を選択

H23中に調整対象固定資産取得

①<ケース1>H22.3.31に届出書を提出



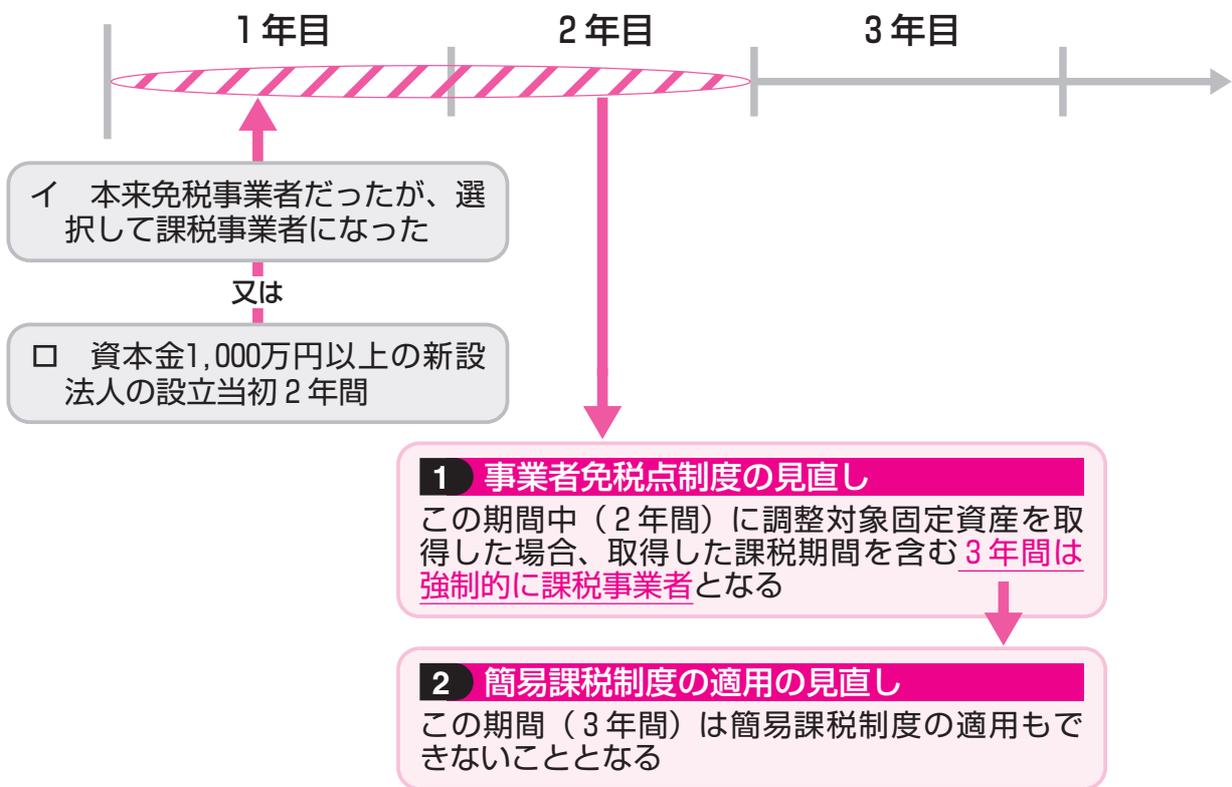
②<ケース2>H22.4.1に届出書を提出



③<ケース3>H22.4.1に届出書を提出して、H24中に調整対象固定資産取得



<制度のまとめ>



**1 扶養控除制度の改正の方向性と位置付け**

(所法2、84)

**【1】年少扶養控除（0～15歳まで）は所得税・個人住民税ともに廃止**

所得再分配機能の回復や「所得控除から手当へ」との考え方の下で、支え合う社会づくりの第一歩として、子どもの養育を社会全体で支援するため、平成22年度に子ども手当が創設されることも踏まえ、0歳から15歳までの子どもを控除対象とするいわゆる年少扶養控除（38万円）が廃止されました。

**【2】特定扶養控除（16歳～18歳まで）は上乗せ特例部分のみ廃止**

教育費等の支出がかさむ世代の税負担の軽減を図るために創設された16歳から22歳までの特定扶養親族を控除対象とする特定扶養控除（63万円＝38万円＋25万円）についても、平成22年度に高校の実質無償化が行われることに伴い、16歳から18歳までの特定扶養親族に対する控除の上乗せ部分（25万円）が廃止され、38万円のみとなりました。これらの見直しに伴い、従来よりも負担増となる家計については適切な対応が検討されることとされています。（なお、19歳から22歳までは従来通り63万円の特定扶養控除があります。）

**【3】成年扶養控除（23歳～69歳まで）も従来通り適用**

23歳から69歳までの成年を控除対象とする扶養控除（38万円）については、上記【1】の観点に加え、就労している人と就労していない人との公平の観点からも検討が行われましたが、平成22年度の税制改正では見直しが行われませんでした。今後、見直しが行われることが予想されます。

**【4】扶養控除等の見直しによる他制度への影響について**

所得税・個人住民税の扶養控除等は、「所得控除から手当へ」等の考え方の下で見直されますので、改正前の制度で、これらの税額等と連動している国民健康保険料、保育料等の医療・福祉制度に関する負担に影響が生じることになります。そこで、制度の所管府省において見直しの趣旨を踏まえて、負担基準の見直しや経過措置の導入など適切な措置が講じられます。

## 【5】配偶者控除の見直しについて

配偶者控除については、その考え方等について広く意見を聴取しつつ整理を行った上で、今後、その見直しに取り組むこととされています。

## 2 扶養控除制度の見直し

扶養控除等の一部が廃止又は縮減されました。

### 【1】所得税（所法2、84）

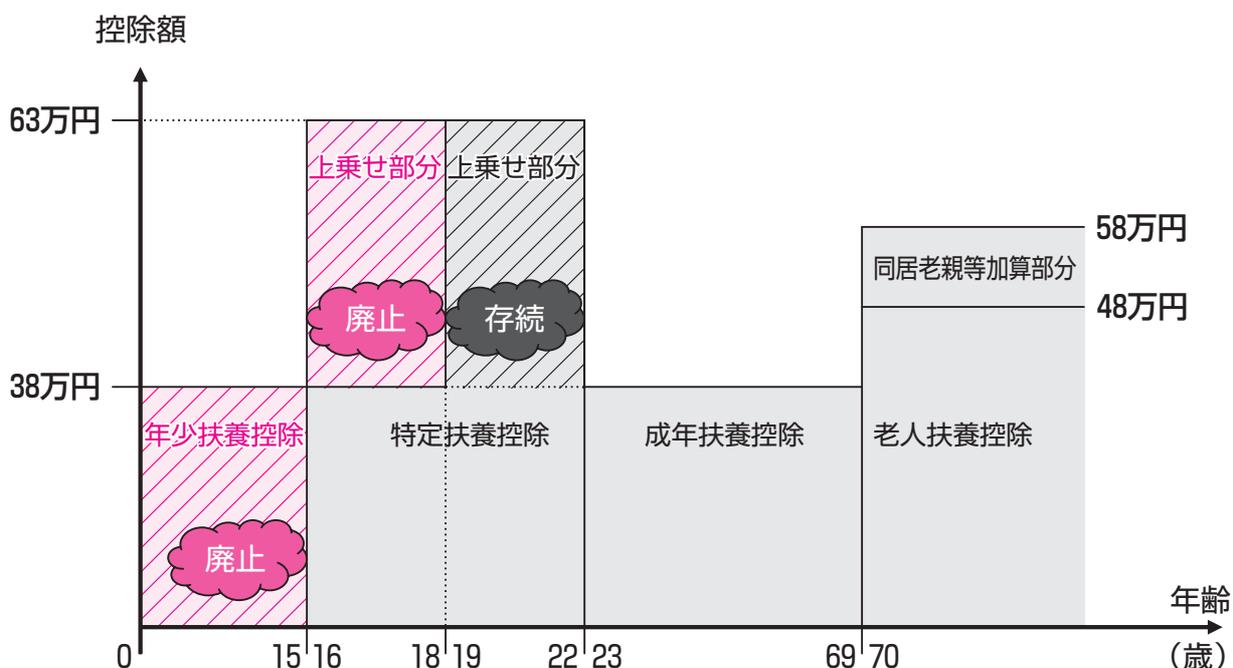
①	年少扶養親族（扶養親族のうち、年齢16歳未満の者をいいます。以下同じです。）に係る扶養控除が廃止されました。
②	特定扶養親族（扶養親族のうち、年齢16歳以上23歳未満の者をいいます。以下同じです。）のうち、年齢16歳以上19歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分（25万円）が廃止され、扶養控除の額が38万円とされました。

### 適用期日



この改正は、平成23年分以後の所得税について適用されます。（平22改所法等附5）

### 【図1】所得税の扶養控除等



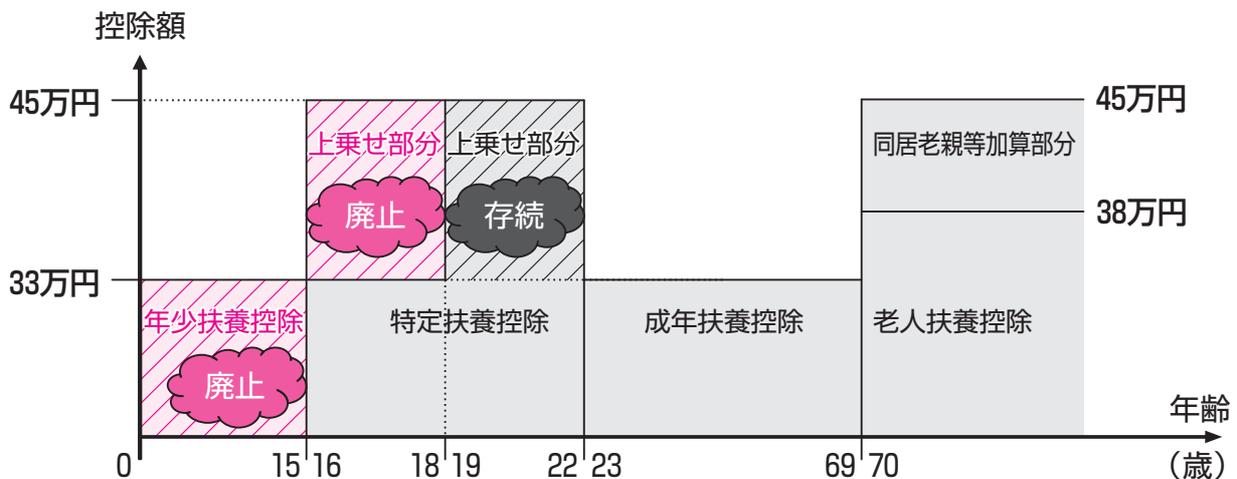
## 【2】 地方税（地法34十一、314の2十一）

①	年少扶養親族に係る扶養控除が廃止されました。
②	特定扶養親族のうち、年齢16歳以上19歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分（12万円）が廃止され、扶養控除の額が33万円とされました。



この改正は、平成24年度分以後の個人住民税について適用されます。（平22改地法附3③、10③）

【図2】 住民税の扶養控除等



V

個人所得税改正のポイント

## 3 同居特別障害者加算の特例の改組

### <改正前の障害者控除と同居特別障害者加算>

障害者控除は、納税者自身又は控除対象配偶者や扶養親族が所得税法上の障害者であるときに受けることができる所得控除です。同居特別障害者加算は、納税者の扶養親族等が特別障害者で同居を常況としているときに、扶養控除又は配偶者控除に35万円の控除される制度でした。

### <年少扶養控除廃止に合わせての改組>

しかし、年少扶養親族に係る扶養控除が廃止されると、その年齢に該当する扶養親族が同居特別障害者である場合、扶養控除における同居特別障害者加算の特例措置を受けることができなくなります。そこで、同居特別障害者加算の特例措置については、特別障害者控除において手当てすることとされました。

## 【1】 所得税（所法79）

扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合において、扶養控除又は配偶者控除の額に35万円を加算する措置（同居特別障害者加算の特例措置）について、年少扶養親族に係る扶養控除の廃止に伴い、特別障害者控除の額に35万円が加算される措置に改められました。

### 適用期日



この改正は、平成23年分以後の所得税について適用されます。（平22改所法等附5）

## 【2】 地方税（地法34、314の2）

扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合において、扶養控除又は配偶者控除の額に23万円を加算する措置（同居特別障害者加算の特例措置）について、年少扶養親族に係る扶養控除の廃止に伴い、特別障害者控除の額に23万円を加算する措置に改められました。

### 適用期日



この改正は、平成24年度分以後の個人住民税について適用されます。（平22改地法附3③、10③）

### 【図3】 同居特別障害者加算の特例の改組（扶養控除の場合）

			年少扶養親族	特定扶養控除		成年扶養控除	老人扶養控除	
			16歳未満	16歳以上 19歳未満	19歳以上 23歳未満	23歳以上 70歳未満	70歳以上	
改正前	扶養控除	下記以外の 場合	38万円	63万円	63万円	38万円	48万円 同居老親加算 +10万円	
		同居特別障 害者加算	+35万円					
改正後	扶養控除	下記以外の 場合	廃止 ⇒35万円 の加算措 置がなくな る	38万円 (縮減)	63万円	38万円	48万円 同居老親加算 +10万円	
		同居特別障 害者加算の 措置	よって、下記に改組					
	特別障害 者控除	非同居	40万円（改正前と同じ）					
		同居	75万円 (改正前の特別障害者控除40万円+同居特別障害者加算35万円)					

\* 地方税（加算額23万円）も同様の仕組みになります。

## 【図4】同居特別障害者加算の特例の改組（配偶者控除の場合）

扶養親族に係る同居特別障害者加算の特例措置が改組されますので、配偶者控除においても同様の改組が行われます。

			一般配偶者 70歳未満	老人配偶者 70歳以上
改正前	配偶者控除	下記以外の場合	38万円	48万円
		同居特別障害者加算	+35万円	
改正後	配偶者控除	下記以外の場合	廃止 ⇒35万円の加算措置がなくなる	38万円
		同居特別障害者加算の措置	扶養控除に合わせて下記に改組	
	特別障害者控除	非同居	40万円（改正前と同じ）	
		同居	75万円 （改正前の特別障害者控除40万円+同居特別障害者加算35万円）	

\* 地方税（加算額23万円）も同様の仕組みになります。

## 4 諸控除の見直しに伴う所要の措置

諸控除の見直しに伴い、次の措置が講じられました。

### 【1】所得税（所法185～187、190、194、195、203の3、203の5、別表2～4）

①	扶養控除の見直しに伴う様式等の見直し	「給与所得者の扶養控除等申告書」及び「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」並びに「給与所得及び公的年金等の源泉徴収票」についてその記載事項及び様式の見直しを行うなど所要の措置が講じられました。
②	同居特別障害者加算の特例の改組に伴う見直し	「給与所得者の扶養控除等申告書」の記載事項及び当該申告書の提出された給与所得に係る源泉徴収税額の計算の特例の整備を行うなど所要の措置が講じられました。

### 適用期日



この改正は、平成23年1月1日以後に支払われる給与等、公的年金等について適用されます。（平22改所法等附7、8）

### 【2】地方税（地法34①十一、37、45の3の2、45の3の3、314の2十一、314の6、317の3の2、317の3の3）

扶養控除と同居特別障害者加算の特例の改組に伴い、次の措置が講じられました。

①	個人住民税の非課税限度額制度等を活用するため、扶養控除の見直しの後も市町村が扶養親族に関する事項を把握できるよう所要の措置が講じられました。
②	標準的な生活保護基準額を基礎としている個人住民税の非課税限度額制度については、改正前の仕組みが維持されました。なお、非課税限度額の水準については、子ども手当が導入された際の生活保護制度における取扱いを踏まえ、今後、検討されます。
③	改正前の調整控除について、年少扶養親族に係る扶養控除の廃止等に伴う所要の措置が講じられました。
④	扶養控除の見直しに伴い、「給与支払報告書」及び「公的年金等支払報告書」についてその記載事項及び様式の見直しを行うなど所要の措置が講じられました。
⑤	給与の支払を受ける者等で所得税法の規定により扶養控除等申告書等を提出するものについて、扶養親族に関する事項を記載した申告書を給与支払者経由で住所所在地の市町村長に提出するものとする事とされました。(地法45の3の2、45の3の3、317の3の2、317の3の3)

## 適用期日



上記①、③及び④の改正は、平成24年度分以後の個人住民税について適用されます。⑤の改正は、平成23年1月1日以後に提出する申告書について適用されます。(平22改地法附3③④⑤、10③④⑤)

## 年少扶養控除 廃止



こども手当  
創設



## 1 少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設

(措法9の8、37の14、地法附35の3の2)

金融所得課税の一体化の取組の中で個人の株式市場への参加を促進する観点から、平成24年から実施される上場株式等に係る税率が20%本則税率化されます。これに伴い、下記の【2】に掲げる非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置が導入されました。

この措置は国民に広く、株式等への投資促進に係るインセンティブを与えるため、小口の投資家を対象に、毎年100万円で3年間、総額300万円に達するまでは、上場株式等への投資から生ずる配当や譲渡益を非課税とするものです。

### 【1】非課税措置の概要

①	配当等	居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者（以下「居住者等」といいます。）が、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座において管理している上場株式等（以下「非課税口座内上場株式等」といいます。）に係る配当等でその非課税口座の開設の日の属する年の1月1日から10年以内に支払を受けるべきもの（当該金融商品取引業者等がその配当等の支払事務の取扱いをするものに限り、）については、所得税及び個人住民税を課さないこととされました。
②	譲渡所得等	居住者等が、非課税口座の開設の日の属する年の1月1日から10年以内にその非課税口座に係る非課税口座内上場株式等の金融商品取引業者等への売委託等による譲渡をした場合には、その譲渡による譲渡所得等については、所得税及び個人住民税を課さないこととされました。 非課税口座内上場株式等の譲渡による損失金額は、所得税及び個人住民税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなされました。

## 【2】非課税口座等

①	非課税口座の意義	「非課税口座」とは、居住者等（その年1月1日において満20歳以上である者に限ります。）が、非課税措置の適用を受けるため、金融商品取引業者等の営業所の長に対し、その者の氏名、住所等を記載した非課税口座開設届出書に非課税口座開設確認書を添付して提出することにより平成24年から平成26年までの各年において設定された上場株式等の振替記載等に係る口座（1人につき1年1口座に限ります。）をいいます。
②	非課税投資額	非課税口座には、次のもののみを受け入れることができます。 ・その設定の日からその年12月31日までの間にその非課税口座を設定された金融商品取引業者等を通じて新たに取得した上場株式等（その非課税口座を設定した時からの取得対価の額の合計額が100万円を超えない範囲内のものに限ります。） ・その上場株式等を発行した法人の合併等により取得する合併法人株式等
③	株式等の範囲	非課税口座内上場株式等の範囲は、上場株式等に係る10%軽減税率の対象となる上場株式等と同様です。

## 【3】非課税口座開設確認書の申請手続

①	申請書の提出	非課税口座について、非課税口座開設確認書の交付を受けようとする居住者等は、その者の氏名、住所等を記載した交付申請書にその者の平成23年1月1日における住所地を証する住民票の写し等を添付して、その者が最初に非課税口座を開設しようとする年の前年10月1日からその開設年の9月30日までの間に、金融商品取引業者等の営業所の長に対して提出しなければならないとされました。
②	申請書の送付	上記①の申請書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長は、その申請書に記載された事項をe-Tax等を利用する方法により、すみやかに上記①の金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に送付しなければならないこととされました。
③	確認書の交付	上記②の申請書の記載事項の送付を受けた税務署長は、その申請書の提出をした者につき、その送付を受けた時以前に申請書の提出がないことを確認しなければならないものとし、その申請書の提出がないことの確認をした税務署長は、申請者の氏名、生年月日、基準日の住所等を記載した非課税口座開設確認書とその金融商品取引業者等の営業所を通じてその申請書を提出した者に交付しなければならないこととされました。

## 【4】非課税口座年間取引報告書の税務署長への提出

金融商品取引業者等は、その年中に非課税の適用を受けた非課税口座内にある上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の金額、非課税口座内上場株式等の残高等を記載した報告書を作成し、これを翌年1月31日までに、非課税口座

が開設されていた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされました。(措法37の14⑮、措令25の13の7)

## 【5】 其他所要の措置

其他所要の措置が講じられました。

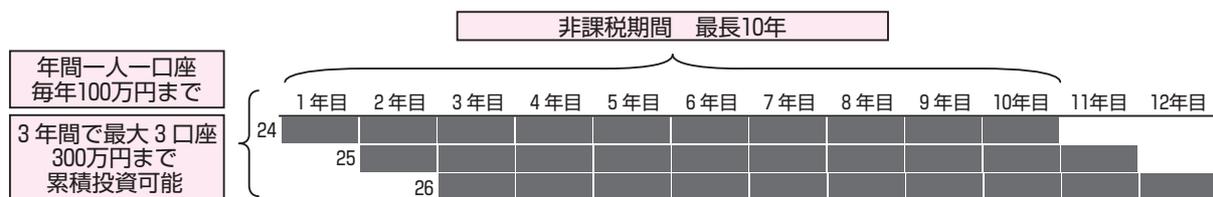


これらの改正は、平成24年1月1日以後に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等及び同日以後の非課税口座内上場株式等の譲渡について適用されます。なお、地方税は平成25年度以後の年度分から適用されます。(平22改所法等附52、64、平22改地法附3⑨、10⑩)

## 制度の概要 少額の上場株式等投資のための非課税措置の法制化 (日本版 ISA)

ISA=Individual Savings Accounts

1. 非課税対象	: 非課税口座内の少額上場株式等の配当、譲渡益
2. 非課税投資額	: 毎年、新規投資額で100万円を上限 (未使用枠は翌年以降繰越不可)
3. 非課税投資総額	: 300万円 (100万円×3年間) ※平成24年～平成26年
4. 保有期間	: 最長10年間
5. 途中売却	: 自由 (ただし、売却部分の枠は再利用不可)
6. 口座開設数	: 年間1人1口座 (毎年異なる金融機関に口座開設可)
7. 開設者	: 居住者等 (その年1月1日において20歳以上)
8. 導入時期	: 平成24年1月1日 (20%本則税率化にあわせて導入)
9. 口座開設期間	: 平成24年から平成26年までの3年間の各年



(金融庁「平成22年度税制改正について」より)

## 参考 来年度以降の税制改正の方向

### <金融商品間の損益通算の範囲の拡大>

金融商品間の損益通算の範囲の拡充に向け、平成23年度改正において、公社債の利子及び譲渡所得に対する課税方式を申告分離課税とする方向で見直すことが検討されました。

	インカムゲイン	キャピタルゲイン	
上場株式・公募株式投信	配当所得(申告分離)	譲渡所得(申告分離)	
債券・公社債投信・預金	利子所得(源泉分離)	非課税	⇒ 申告分離
先物取引(取引所取引)	雑所得(申告分離)		

は、現行、損益通算が認められている範囲

## 2 生命保険料控除の改組

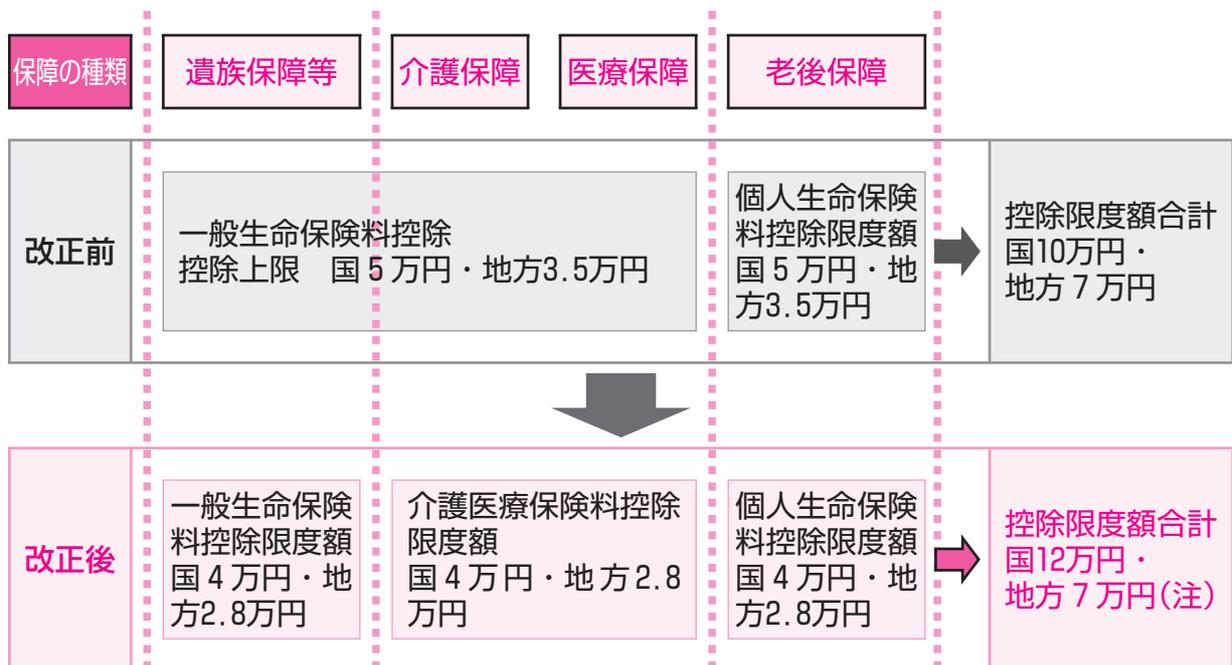
(所法76、地法34、314の2)

多様化した生命保険商品に対応する簡素な制度の構築及び各個人が自らのライフプランに応じて、遺族、老後、医療、介護保障の準備をすることを支援するために、対象となる生命保険が改組され、国税に関しては合計控除限度額が引き上げられました。

### ◆新しい生命保険料控除の枠組み

平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る生命保険料控除が、次のように改組されて合計控除限度額は、国税12万円、地方税7万円となりました。

- ・介護・医療保障を内容とする主契約又は特約については、国税4万円、地方税2.8万円の所得控除（介護医療保険料控除）が設けられました。
- ・一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の所得控除適用限度額が、それぞれ国税4万円、地方税2.8万円となりました。



(注) 地方税における合計適用限度額は2.8万円×3=8.4万円ではなく、7万円となります。

### 適用期日



これらの改正は、平成24年分以後の所得税及び平成25年度分以後の個人住民税について適用されます。(平22改所法等附4、平22改地法附3②、10②)

\*平成24年1月1日以後に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等（以下「**新契約**」といいます。）と、平成23年12月31日以前に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等（以下「**旧契約**」といいます。）の両方について生命保険料控除を受ける場合は、下記【1】③及び【2】③のとおりです。

## 【1】所得税

## ① 新契約(平成24年1月1日以後に締結した保険契約等)に係る控除

イ	新契約のうち介護(費用)保障又は医療(費用)保障を内容とする主契約又は特約に係る支払保険料等について、一般生命保険料控除と別枠で、適用限度額4万円の所得控除(介護医療保険料控除)が設けられました。										
ロ	新契約に係る一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額は、それぞれ4万円とされました。										
ハ	上記イ及びロの各保険料控除の控除額の計算は次のとおりとされました。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年間の支払保険料等</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20,000円以下</td> <td>支払保険料等の全額</td> </tr> <tr> <td>20,000円超 40,000円以下</td> <td>支払保険料等×1/2+10,000円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超 80,000円以下</td> <td>支払保険料等×1/4+20,000円</td> </tr> <tr> <td>80,000円超</td> <td>一律40,000円</td> </tr> </tbody> </table>	年間の支払保険料等	控除額	20,000円以下	支払保険料等の全額	20,000円超 40,000円以下	支払保険料等×1/2+10,000円	40,000円超 80,000円以下	支払保険料等×1/4+20,000円	80,000円超	一律40,000円
	年間の支払保険料等	控除額									
	20,000円以下	支払保険料等の全額									
	20,000円超 40,000円以下	支払保険料等×1/2+10,000円									
40,000円超 80,000円以下	支払保険料等×1/4+20,000円										
80,000円超	一律40,000円										
ニ	新契約については、主契約又は特約の保障内容に応じ、その保険契約等に係る支払保険料等が各保険料控除に適用されます。										
ホ	異なる複数の保障内容が一の契約で締結されている保険契約等は、その保険契約等の主たる保障内容に応じて保険料控除が適用されます。										
ヘ	剰余金の分配や割戻金の割戻し(以下「剰余金の分配等」といいます。)については、主契約と特約のそれぞれの支払保険料等の金額の比に応じて剰余金の分配等の金額を按分し、それぞれの支払保険料等の額から差し引くこととされました。										

## ② 旧契約(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)に係る控除

旧契約については、従前の一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除(それぞれ適用限度額5万円)が適用されます。

## ③ 新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額の計算

新契約と旧契約の双方の支払保険料等について一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、上記①のロ及び②にかかわらず、一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次に掲げる金額の合計額(上限4万円)とされました。

イ	新契約の支払保険料等につき、上記①のハの計算式により計算した金額
ロ	旧契約の支払保険料等につき、従前の計算式により計算した金額

## 【2】住民税（地法34、314の2）

生命保険料控除を改組し、次の①から③までによる各保険料控除の合計適用限度額が7万円とされました。

### ① 新契約(平成24年1月1日以後に締結した保険契約等)に係る控除

イ	新契約のうち介護（費用）保障又は医療（費用）保障を内容とする主契約又は特約に係る支払保険料等について、一般生命保険料控除と別枠で、適用限度額2.8万円の所得控除（ <b>介護医療保険料控除</b> ）が設けられました。										
ロ	新契約に係る一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額は、それぞれ2.8万円とされました。										
ハ	上記イ及びロの各保険料控除の控除額の計算は次のとおりとされました。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年間の支払保険料等</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>支払保険料等の全額</td> </tr> <tr> <td>12,000円超 32,000円以下</td> <td>支払保険料等×1 / 2 + 6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円超 56,000円以下</td> <td>支払保険料等×1 / 4 + 14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超</td> <td>一律28,000円</td> </tr> </tbody> </table>	年間の支払保険料等	控除額	12,000円以下	支払保険料等の全額	12,000円超 32,000円以下	支払保険料等×1 / 2 + 6,000円	32,000円超 56,000円以下	支払保険料等×1 / 4 + 14,000円	56,000円超	一律28,000円
	年間の支払保険料等	控除額									
	12,000円以下	支払保険料等の全額									
	12,000円超 32,000円以下	支払保険料等×1 / 2 + 6,000円									
32,000円超 56,000円以下	支払保険料等×1 / 4 + 14,000円										
56,000円超	一律28,000円										
ニ	新契約については、主契約又は特約の保障内容に応じ、その保険契約等に係る支払保険料等が各保険料控除に適用されます。										
ホ	異なる複数の保障内容が一の契約で締結されている保険契約等は、その保険契約等の主たる保障内容に応じて保険料控除が適用されます。										
ヘ	剰余金の分配や割戻金の割戻し（以下「剰余金の分配等」といいます。）については、主契約と特約のそれぞれの支払保険料等の金額の比に応じて剰余金の分配等の金額を按分し、それぞれの支払保険料等の額から差し引くこととされました。										

### ② 旧契約(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)に係る控除

旧契約については、従前の一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除（それぞれ適用限度額3.5万円）が適用されます。

### ③ 新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額の計算

新契約と旧契約の双方の支払保険料等について一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、上記①のロ及び②にかかわらず、一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次に掲げる金額の合計額（上限2.8万円）とされました。

イ	新契約の支払保険料等につき、上記①のハの計算式により計算した金額
ロ	旧契約の支払保険料等につき、従前の計算式により計算した金額

### 3 上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例の見直し等

上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例（旧措法9の6）について、源泉徴収事務を適切、円滑に実施させて、活力ある市場を構築するために、平成22年12月31日（改正前平成22年3月31日）まで適用する措置が講じられた上、平成23年1月1日から廃止されます。なお、本特例の廃止に伴い、上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例等について一定の措置が講じられました（平22改所法等附51、地法附35の2）。

①	自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当に係る大口株主の判定の基準日が、その公開買付け期間の末日とされました。
②	みなし配当のうち上場株式等の配当等に該当するものの支払をする内国法人は、その配当等の支払事務取扱者である金融商品取引業者等に対し、そのみなし配当等の発生の原因となった事由、みなし配当の額等を通知しなければならないこととされました。

### 4 その他の金融関係税制の改正事項

①	平成13年9月30日以前に取得した上場株式等の取得費の特例については、適用期限（平成22年12月31日）の到来をもって廃止されました。（旧措法37の11の2、平22改所法等附62）			
②	特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例（いわゆるエンジェル税制）の対象となる特定中小会社の範囲から、地域再生法に規定する特定地域再生事業会社が除外されました。（旧措法37の13④、平22改所法等附63）			
③	上場特定受益証券発行信託（日本版預託証券）について、次の措置が講じられました。（措法9の4の2、37の10、措令4の7の2、25の8）			
	<table border="1"> <tr> <td>イ</td> <td>上場証券投資信託の償還金等に係る課税の特例の適用対象に、内国法人等が上場特定受益証券発行信託の終了又は一部の解約により支払を受ける収益の分配が追加されました。</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>居住者等が上場特定受益証券発行信託の終了又は一部の解約により交付を受ける金銭の額その他の資産の価額については、その全額に対し、株式等譲渡所得等の収入金額とみなして課税するとともに、株式等証券投資信託等の償還金等の支払調書等の対象とされました。</td> </tr> </table> <p>（適用期日）イの改正は、平成22年6月1日以後の上場証券投資信託等の終了又は一部の解約について適用されます。ロの改正は、平成22年4月1日以後の公募株式等証券投資信託等の終了又は一部の解約について適用されます。（平22改所法等附50、60）</p>	イ	上場証券投資信託の償還金等に係る課税の特例の適用対象に、内国法人等が上場特定受益証券発行信託の終了又は一部の解約により支払を受ける収益の分配が追加されました。	ロ
イ	上場証券投資信託の償還金等に係る課税の特例の適用対象に、内国法人等が上場特定受益証券発行信託の終了又は一部の解約により支払を受ける収益の分配が追加されました。			
ロ	居住者等が上場特定受益証券発行信託の終了又は一部の解約により交付を受ける金銭の額その他の資産の価額については、その全額に対し、株式等譲渡所得等の収入金額とみなして課税するとともに、株式等証券投資信託等の償還金等の支払調書等の対象とされました。			
④	株式投資による収益の申告手続を簡便にする趣旨で設けられている特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等について、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、次のものが追加されました。（措法37の11の3、措令25の10の2）			
	<table border="1"> <tr> <td>イ</td> <td>上場株式等以外の株式等を発行した法人の合併（その法人の株主等に合併法人株式又は合併親法人株式のいずれか一方のみの交付がされるものに限り、）によりその株主が取得する合併法人株式又は合併親法人株式</td> </tr> </table>	イ	上場株式等以外の株式等を発行した法人の合併（その法人の株主等に合併法人株式又は合併親法人株式のいずれか一方のみの交付がされるものに限り、）によりその株主が取得する合併法人株式又は合併親法人株式	
イ	上場株式等以外の株式等を発行した法人の合併（その法人の株主等に合併法人株式又は合併親法人株式のいずれか一方のみの交付がされるものに限り、）によりその株主が取得する合併法人株式又は合併親法人株式			

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="242 190 316 315">□</td> <td data-bbox="316 190 1407 315">上場株式等以外の株式等を発行した法人の分割（その分割法人の株主等に分割承継法人株式又は分割承継親法人株式のいずれか一方のみの交付がされるものに限ります。）によりその株主が取得する分割承継法人株式又は分割承継親法人株式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="242 315 316 497">ハ</td> <td data-bbox="316 315 1407 497">上場株式等以外の株式等を発行した法人の株式交換（その法人の株主等に株式交換完全親法人株式又はその親法人の株式のいずれか一方のみの交付がされるものに限ります。）によりその株主が取得する株式交換完全親法人株式若しくはその親法人の株式又は当該法人の株式移転（その法人の株主に株式移転完全親法人株式のみの交付がされるものに限ります。）によりその株主が取得する株式移転完全親法人株式</td> </tr> </table> <p><b>（適用期日）</b> この改正は、平成22年4月1日以後に行われる合併、分割、株式交換又は株式移転により取得する上場株式等について適用されます。（平22改所令等附17）</p>	□	上場株式等以外の株式等を発行した法人の分割（その分割法人の株主等に分割承継法人株式又は分割承継親法人株式のいずれか一方のみの交付がされるものに限ります。）によりその株主が取得する分割承継法人株式又は分割承継親法人株式	ハ	上場株式等以外の株式等を発行した法人の株式交換（その法人の株主等に株式交換完全親法人株式又はその親法人の株式のいずれか一方のみの交付がされるものに限ります。）によりその株主が取得する株式交換完全親法人株式若しくはその親法人の株式又は当該法人の株式移転（その法人の株主に株式移転完全親法人株式のみの交付がされるものに限ります。）によりその株主が取得する株式移転完全親法人株式						
□	上場株式等以外の株式等を発行した法人の分割（その分割法人の株主等に分割承継法人株式又は分割承継親法人株式のいずれか一方のみの交付がされるものに限ります。）によりその株主が取得する分割承継法人株式又は分割承継親法人株式										
ハ	上場株式等以外の株式等を発行した法人の株式交換（その法人の株主等に株式交換完全親法人株式又はその親法人の株式のいずれか一方のみの交付がされるものに限ります。）によりその株主が取得する株式交換完全親法人株式若しくはその親法人の株式又は当該法人の株式移転（その法人の株主に株式移転完全親法人株式のみの交付がされるものに限ります。）によりその株主が取得する株式移転完全親法人株式										
⑤	国内の金融商品取引所において上場されている国外株式の配当等のうちその配当等の支払事務取扱者である金融商品取引業者を通じて支払をするものについては、その金融商品取引業者がその配当等の源泉徴収義務者（特別徴収義務者）とされました。（措令4の5）										
⑥	割引の方法により発行される公社債等の譲渡による所得の課税の特例の対象範囲に、利子が支払われない公社債（割引の方法により発行されるものを除きます。）が追加されました。（措法37の16） <b>（適用期日）</b> この改正は、平成22年4月1日以後に行う公社債の譲渡による所得について適用されます。（平22改所法等附67）										
⑦	<p>先物取引に関する支払調書制度等の対象となる取引に、次に掲げる取引が追加されました。（所法224の5）</p> <p>イ 商品先物取引法の次に掲げる取引</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="242 987 316 1077">イ</td> <td data-bbox="316 987 1407 1077">先物取引のうち商品スワップ取引等（同法第2条第3項第5号から第7号までに掲げる取引）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="242 1077 316 1122">□</td> <td data-bbox="316 1077 1407 1122">店頭商品デリバティブ取引（同法第2条第14項）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="242 1122 316 1167">ハ</td> <td data-bbox="316 1122 1407 1167">外国商品市場取引</td> </tr> </table> <p><b>（適用期日）</b> 上記イの改正は、商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第74号）の施行の日以後に行われる差金等決済について適用されます。（平22改所法等附9①）</p> <p>□ 金融商品取引法の次に掲げる取引</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="242 1330 316 1420">イ</td> <td data-bbox="316 1330 1407 1420">市場デリバティブ取引のうちスワップ取引等（同法第2条第21項第4号から第6号までに掲げる取引）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="242 1420 316 1464">□</td> <td data-bbox="316 1420 1407 1464">外国市場デリバティブ取引</td> </tr> </table> <p><b>（適用期日）</b> 上記□の改正は、平成23年1月1日以後に行われる差金等決済について適用されます。（平22改所法等附9②）</p>	イ	先物取引のうち商品スワップ取引等（同法第2条第3項第5号から第7号までに掲げる取引）	□	店頭商品デリバティブ取引（同法第2条第14項）	ハ	外国商品市場取引	イ	市場デリバティブ取引のうちスワップ取引等（同法第2条第21項第4号から第6号までに掲げる取引）	□	外国市場デリバティブ取引
イ	先物取引のうち商品スワップ取引等（同法第2条第3項第5号から第7号までに掲げる取引）										
□	店頭商品デリバティブ取引（同法第2条第14項）										
ハ	外国商品市場取引										
イ	市場デリバティブ取引のうちスワップ取引等（同法第2条第21項第4号から第6号までに掲げる取引）										
□	外国市場デリバティブ取引										
⑧	信託の受託者がその信託の受益者に対して交付する上場株式配当等の支払通知書、オープン型の証券投資信託の収益の分配の支払通知書及び配当等とみなす金額に関する支払通知書の交付期限が、その配当等の支払の確定した日から45日以内（改正前1月以内）とされました。（措法8の4④、所法225） <b>（適用期日）</b> この改正は、平成23年4月1日以後に支払が確定した配当等について適用されます。（平22改所法等附9⑤）										
⑨	保険法の制定により新たに第三分野の保険契約の類型が設けられたこと等を契機に、所得税関係の法令における「生命保険契約」及び「損害保険契約」の範囲について明確化等が図られました（相続税、贈与税及び法人税関係の法令並びに地方税関係の法令についても同様とされました。）。（所法9、161、174、225他）										
⑩	適格現物分配に係る配当等については、配当所得に含めないこととされました。（所法24）										

平成22年度改正における土地建物関連の改正事項は次のとおりです。

### 1 所得税・個人住民税の改正

#### 【1】 廃止・縮減等

##### ① 買換え等の場合の譲渡益繰延 (措法36の2～36の5)

特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、譲渡資産の譲渡に係る対価の額が**2億円以下**であることの要件が追加された上、その適用期限が**2年延長**されました。 → **平成23年12月31日までの延長**

#### 適用期日



この改正は、平成22年1月1日以後に行う居住用財産の譲渡について適用されます。(平22改所法等附59③)

##### ② 給与所得者等が住宅資金の貸付等を受けた場合の特例 (旧措法29、平22改所法等附58)

給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例について、平成22年12月31日の適用期限の到来をもって廃止されるとともに、同日以前に使用者から住宅資金の貸付け等を受けている者に対して本特例を引き続き適用するための所要の経過措置が講じられました。

**制度の概要** 給与所得者等の住宅購入資金の借入金につき、使用者等から無利息又は低利で貸付けを受けた場合や利子補給を受けた場合などに、一定額までは非課税として課税されない特例が設けられています。

##### ③ 土地譲渡に係る特例適用範囲

次のイの特例並びに次のロ及びハの特例に係る適用除外措置の範囲から、独立行政法人空港周辺整備機構に対する土地等の譲渡が除外されました。

- イ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例 (措法31の2、措令20の2)
- ロ 土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例 (措法28の4、措令19⑨)
- ハ 短期譲渡所得の課税の特例 (措法32③、措令19⑨)

④ **特定住宅地造成事業等の土地譲渡に係る特例適用範囲**（旧措法34の2、65の4、68の75、平22改所法等附59、87、118）

特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除の範囲から、空港周辺整備計画に係る事業の用に供するために土地等が買い取られる場合の措置が除外されました（法人税についても同様とされます。）。

⑤ **承継業務の事業計画に係る土地等の交換特例**（旧措法37の9の3、65の15、68の85の2）

承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例について、適用期限（平成21年6月30日）が到来したため、その規定が削除されました（法人税についても同様とされます。）。

## 【2】延長・拡充等

① **買換特例**（措法41の5）

居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用期限が2年延長されました。 → **平成23年12月31日までの延長**

② **売切り特例**（措法41の5の2）

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用期限が2年延長されました。 → **平成23年12月31日までの延長**

③ **特定土地区画整理事業等のための土地等の譲渡**（措法34、34の2、65の3、65の4、68の74、68の75、平22改所法等附59、87、118）

自然公園法及び自然環境保全法の改正に伴い、特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除及び特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除を引き続き適用するための所要の整備が行われました（法人税についても同様とされます。）。

## 2 その他の土地建物関係の税制

(1) 割増償却	①	優良賃貸住宅の割増償却制度における中心市街地優良賃貸住宅に係る措置（措法14、47、68の34）	所得税・法人税のいずれにおいても適用期限（平成22年3月31日）の到来をもって廃止されました。
-------------	---	--------------------------------------------------	-------------------------------------------------

(2) 登録免許税	②	特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（措法73の2）	適用期限が2年延長されました。 → 平成24年3月31日まで延長 〈長期優良住宅 0.1% ←一般住宅 0.15%〉
	③	マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等に対する登録免許税の免税措置（措法75）	適用対象から施行再建マンションに関する権利について必要な登記が除外された上、その適用期限が2年延長されました。→ 平成24年3月31日まで延長
(3) 固定資産税 及び 都市計画税	④	地震防災対策の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置（地法附15⑫）	適用期限が4年延長されました。 → 平成26年3月31日まで延長
	⑤	高齢者向け優良賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置（地法附15の8④）	適用期限が1年延長されました。 → 平成23年3月31日まで延長 〈税額を5年間 2/3減額〉
	⑥	認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置（地法附15の7①②）	今後1年間で新築住宅に係る固定資産税の減額措置と併せて優良な住宅ストック重視の観点から見直しを検討していくことを条件に、適用期限が2年延長されました。 → 平成24年3月31日まで延長 〈税額を5年間 1/2減額（マンション等7年間 1/2減額）〉
	⑦	省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置（地法附15の9⑨⑩）	今後1年間で新築住宅に係る固定資産税の減額措置と併せて優良な住宅ストック重視の観点から見直しを検討していくことを条件に、適用期限が3年延長されました。 → 平成25年3月31日まで延長 〈持家を改修した場合、120㎡までを限度に翌年分の税額を 1/3減額〉
	⑧	新築住宅に係る固定資産税の減額措置（地法附15の6）	今後1年間で優良な住宅ストック重視の観点から見直しを検討していくことを条件に、適用期限が2年延長されました。 → 平成24年3月31日まで延長 〈税率を3年間 1/2減額（マンション等5年間 1/2減額）〉
	⑨	バリアフリー改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置（地法附15の9④～⑧）	今後1年間で新築住宅に係る固定資産税の減額措置と併せて優良な住宅ストック重視の観点から見直しを検討していくことを条件に、適用期限が3年延長されました。 → 平成25年3月31日まで延長 〈持家を改修した場合、100㎡までを限度に翌年分の税額を 1/3減額〉
(4) 不動産 取得税	⑩	長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る不動産取得税の課税標準の特例措置（地法附11⑫）	適用期限が2年延長されました。 → 平成24年3月31日まで延長 ・一般住宅 1,200万円控除 ・認定長期優良住宅 1,300万円控除
	⑪	新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日（地法附10の2①）	住宅新築の日から1年（本則6月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限が2年延長されました。 → 平成24年3月31日まで延長
	⑫	新築住宅特例適用住宅用土地に係る不動産取得税の減額措置（床面積の2倍（200㎡を限度）相当額の減額）（地法附10の2②）	土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限が2年延長されました。 → 平成24年3月31日まで延長

# VII

## その他税制の 改正のポイント

—— 1本あたり5円程度の上昇 ——

### 1 たばこ税の引上げ

(たばこ税法11)

たばこ税・酒税は、いずれも消費税と実質的に二重の負担をもたらすものであると同時に、これまで安易な財源確保策として用いられてきたという問題があります。

これはたばこ税・酒税が財源確保を目的に創設されたことに由来するものですが、基本的な考え方に照らすと、このようなあり方は望ましくなく、国民の健康に対する負担を踏まえた課税に改めるべきで、また、その際には国民に分かりやすい仕組みにすることが必要です。

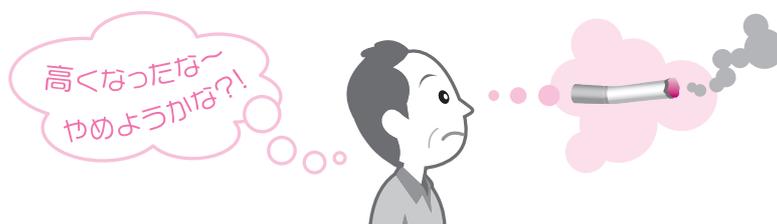
たばこ税については、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げていく必要があります。その判断にあたっては、たばこの消費や税収、葉たばこ農家、小売店、製造者等に及ぼす影響等を見極めつつ行っていくこととされています。その過程で、たばこ法制について、現行のたばこ事業法を改廃し、たばこ事業のあり方について、上記のたばこ関係者の生活や事業の将来像を見据えて、新たな枠組みの構築が目指されることとされました。

上記の方針に沿って、平成22年度においては、1本あたり3.5円の税率引上げが行われました。実際の価格上昇は1本あたり5円程度となります。

#### 適用期日



これらの改正の実施時期は、平成22年10月1日からとされます。  
(平22改所法等附1三へ)



## 【たばこ税の税率の引上げ】（たばこ税法11）

上記の方針に沿って、平成22年度において、国と地方のたばこ税の税率が次のように引き上げられました。

			改正前	改正後
① イ 旧3級品 以外の製造 たばこ	国のたばこ税	1,000本につき	3,552円	5,302円
	地方のたばこ税	1,000本につき	4,372円	6,122円
	道府県たばこ税	1,000本につき	1,074円	1,504円
	市町村たばこ税	1,000本につき	3,298円	4,618円
	合計	1,000本につき	7,924円	11,424円
① ロ 旧3級品 の製造たば こ	国のたばこ税	1,000本につき	1,686円	2,517円
	地方のたばこ税	1,000本につき	2,075円	2,906円
	道府県たばこ税	1,000本につき	511円	716円
	市町村たばこ税	1,000本につき	1,564円	2,190円
	合計	1,000本につき	3,761円	5,423円

(注1) 旧3級品とは、専売納付金制度下において3級品とされていたゴールデンバット、わかば、エコー、しんせい等の紙巻たばこをいいます。

(注2) 上記のほか、特定販売業者以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこに係る税率を1,000本につき11,424円（改正前7,924円）に引き上げられます。

(注3) 上記イについては、過去の実績からすれば、1本につき5円程度の価格上昇が見込まれます。

② 手持品課税が行われました。

③ その他所要の措置が講じられました。

## 2 酒税やその他の消費課税の縮減等

酒税についても、たばこ税と同様、国民の健康に対する負担を踏まえた課税に改めた上で国民に分かりやすい仕組みにすることが必要です。その観点から、酒類の生産・消費の状況等に配慮しつつ、類似の酒類については、基本的に致酔性の観点からアルコール度数に着目した税制とすることが検討され、平成22年度においては以下のような改正が行われました。

### 【1】廃止・縮減等

「地ビール」について適用されていた、ビールに係る酒税の税率の特例措置について、軽減割合が15%（改正前20%）に縮減された上、その適用期限が平成25年3月31日（改正前平成22年3月31日）まで3年延長されました。（措法87の6）

## 【2】 延長・拡充等

①	入国者が携帯又は別送して輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例措置の適用期限が平成23年3月31日まで1年延長されました。(措法87の5)
②	入国者が携帯又は別送して輸入する紙巻たばこに係るたばこ税の税率の特例措置について、特例税率が1,000本につき10,500円(改正前7,000円)に引き上げられた上、その適用期限が平成23年3月31日まで1年延長されました。(措法88の2) (注) 上記の税率の改正は、平成22年10月1日から適用されます。
③	輸入・国産石油化学製品製造用揮発油等に係る石油石炭税の免税・還付措置の適用期限が平成24年3月31日まで2年延長されました。(措法90の4、90の5)
④	輸入・国産農林漁業用A重油に係る石油石炭税の免税・還付措置の適用期限が平成23年3月31日まで1年延長されました。(措法90の4、90の6)
⑤	沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置の対象に、貨物便が追加されました。(措法90の8)

## 3 市民公益税制（寄附税制）

### 【1】 認定NPO法人に係る措置

国税庁が行う特定非営利活動法人（以下「NPO法人」といいます。）の認定審査について、2回目以降の認定は、原則として、書面審査により行うこととし、適正性の確保については、事後的な実地確認により行うこととされます。併せて、認定手続の簡素化等を図るため、次の見直しが行われました。

①	初回の認定を受けようとするNPO法人のパブリック・サポート・テスト等の実績判定期間が2年（原則5年）とすることができる特例の適用期限が平成23年3月31日まで1年延長されました。(平22改措令第2条による「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令の一部改正」附則44④)
②	認定NPO法人の申請書の添付書類及び各事業年度の報告書類等が次のとおり簡素化されました。(措令39の23)
	イ 寄附者名簿について、初回の認定に係る申請書の添付書類であることを明確化するとともに、各事業年度の報告書類から除外し、5年間保存することが義務付けられました。 (注) これに伴い、上記の保存義務違反が認定の取消事由に追加されました。
	ロ 事業報告書等の所轄庁から入手することができる書類が申請書の添付書類及び各事業年度の報告書類から除外され、国税庁長官が所轄庁からこれらの書類又はその写しの提出を受けることとされました。 (注) これに伴い、NPO法人が特定非営利活動促進法の規定により所轄庁に対し事業報告書等の提出をしていることが認定要件に追加されました。
ハ	「報酬又は給与を得た役員又は従業員の氏名及びその金額に関する事項」が閲覧事項及び各事業年度の報告事項から除外されました。

二	「社員の親族割合又は特定法人等割合に関する事項」が閲覧事項及び各事業年度の報告事項から除外されました。
ホ	「財産の運用及び事業運営の状況等」の書類について、2回目以降の認定申請の際には、既に各事業年度の報告書類に記載した事項の記載が不要とされました。
へ	認定要件の該当性や申請書類の記載内容を確認するための参考書類としてNPO法人が提出を求められる書類をより明確化する観点から、国税庁の「認定NPO法人制度の手引」等にその事例が明示されるなどの施策が講じられました。
③	NPO法人の認定申請の標準処理期間（6月）が設定がされ、これが国税庁のホームページで公表されました。
④	各都道府県庁所在地にある税務署にNPO法人の認定申請の相談窓口が設けられるなど事前相談体制が充実されるとともに、審査体制が強化されました。

## 【2】 所得税の寄附金控除の適用下限額の引下げ（所法78①二）

少額寄附者の裾野の拡大を図るために寄附金控除の適用下限額が**2,000円**（改正前**5,000円**）に引き下げられました。

### 寄附金控除額

- ①特定寄附金の額  
②総所得金額等×40%
- ①と②とのいずれか少ない金額－**2,000円**（改正前**5,000円**）

これまでの寄附金控除の経緯

平成17年度改正 → 適用上限を総所得金額等の25%を30%へ拡大

平成18年度改正 → 適用下限額が1万円から5,000円に引下げ

平成19年度改正 → 適用上限を総所得金額等の30%を40%へ拡大

### 適用期日



これらの改正は、平成22年分以後の所得税について適用されます。（平22改所法等附2）

## 4 燃料課税の見直し

揮発油税、地方揮発油税及び軽油引取税については、改正前の10年間の暫定税率は廃止されましたが、当分の間、これらの税率水準は維持されますので、結果として、改正前の暫定税率水準と変わらないこととなります。

ただし、国民生活を守るため、平成20年度上半期のような原油価格の異常な高騰が続いた場合には、暫定税率相当の課税を停止できるような法的措置が講じられました。

①	軽油引取税の暫定税率（地法附12の2の8）	軽油引取税の改正前の10年間の暫定税率は廃止されました。
②	税率水準の維持（措法88の8、地法附12の2の8）	現在、原油価格や石油製品価格が安定的に推移していること、地球温暖化対策との関係に留意する必要があること等から、当分の間、揮発油税、地方揮発油税については、現在の税率水準（揮発油税48,600円/kl、地方揮発油税52,000円/kl。以下同じ。）が維持されることとされ、軽油引取税についても、現在の税率水準（32,100円/kl）が維持されました。
③	原油価格の異常な高騰が続いた場合の法的措置（措法89、地法附12の2の9）	揮発油の平均小売価格が、連続する3月における各月において1リットルにつき160円を超えることとなった場合における揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の適用停止等の措置が講じられるとともに、当該停止の場合の手持品に係る税の控除等所要の措置が講じられました。

## 5 車体課税の見直し

### 【1】 国税

自動車重量税については、改正前の10年間の暫定税率は廃止の上、地球温暖化対策の観点から、当分の間、環境負荷に応じた税率が設定され、暫定上乗せ分の国分の半分程度に相当する規模の税負担が軽減されました。

#### 【自動車重量税の見直し内容】（措法90の11、90の11の2）

①	次世代型自動車（電気自動車、ハイブリッド車等）に本則税率が適用されますが、下記⑤の措置により平成24年4月30日までは免税となりました。
②	①の自動車と③のエコカー減税対象車以外の自動車は、【別紙】に掲げる税率が適用することとされました。
③	新車新規登録から18年を経過した環境負荷の大きい検査自動車については、暫定税率廃止前の現在の税率水準を引き続き適用することにより、その他の自動車に比べ、適用される税率がより重くすることとされました。
④	いわゆる「エコカー減税」（平成24年4月末まで）の制度の仕組みは維持することとされました。（軽減の対象となる税率が引き下がることに伴い負担減。）
⑤	一定の排出ガス性能・燃費性能を備えた自動車について平成21年4月1日から平成24年4月30日までの間の措置として講じられている自動車重量税の免税措置及び軽減措置は維持することとされました。

また、この軽減措置の対象に、次のとおり追加されました。

イ	車両総重量が2.5t を超え3.5t 以下のディーゼル車のバス・トラック等であって平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすものは税額が75%軽減することとされました。
ロ	車両総重量が2.5t を超え3.5t 以下のガソリン車のバス・トラック等であって平成17年排出ガス規制値より50%以上排出ガス性能の良い自動車で、かつ、平成27年度燃費基準を満たすものは、税額が50%軽減することとされました。

⑥ **【別紙】**の表に掲げる税率が適用となる検査自動車であって、上記⑤の軽減措置の対象となるものに係る税額については、**【別紙】**の表に掲げる税率で計算される税額に軽減割合を乗じて計算した金額とすることとされました。

⑦ 原油価格の異常高騰時の対応については、**4**の③の措置と併せ、今後、速やかに検討することとされました。

## 【2】 地方税

### ① 自動車重量譲与税（自動車重量譲与税法1）

上記の**【1】**の「国税」の①から④までの課税措置が継続する間の自動車重量譲与税の譲与割合が自動車重量譲与税法附則において**1,000分の407**とされました。

### ② 自動車取得税（地法附12の2の2）

①	暫定税率	改正前の10年間の暫定税率は廃止されました。（旧地法附12の2の2③）										
②	特例措置	地球温暖化対策の観点から、自動車取得税について、次の措置が講じられました。（地法附12の2の3）										
		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">税率水準</td> <td>当分の間、現在の水準（100分の3。自家用の自動車で軽自動車以外のものの取得に対して課する税率は100分の5。）が維持されました。（地法附12の2の3）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">非課税・軽減措置</td> <td> <p>一定の排出ガス性能及び燃費性能を備えた自動車（新車に限ります。）について平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間の措置として講じられている自動車取得税の非課税措置及び軽減措置が、当該自動車の普及に相当の効果があること、同措置による減収について特例交付金で補てんされていることを踏まえ、継続することとされました。</p> <p>また、この軽減措置の対象に、次のとおり、車両総重量が2.5t を超え3.5t 以下のバス・トラック等であって、一定の排出ガス性能及び燃費性能を備えた自動車が追加されました。（地法附12の2の3）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">イ</td> <td>平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすディーゼル車</td> <td style="text-align: center;">税率を75%軽減</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ロ</td> <td>平成17年ガソリン車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車で平成27年度燃費基準を満たすもの</td> <td style="text-align: center;">税率を75%軽減</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	税率水準	当分の間、現在の水準（100分の3。自家用の自動車で軽自動車以外のものの取得に対して課する税率は100分の5。）が維持されました。（地法附12の2の3）	非課税・軽減措置	<p>一定の排出ガス性能及び燃費性能を備えた自動車（新車に限ります。）について平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間の措置として講じられている自動車取得税の非課税措置及び軽減措置が、当該自動車の普及に相当の効果があること、同措置による減収について特例交付金で補てんされていることを踏まえ、継続することとされました。</p> <p>また、この軽減措置の対象に、次のとおり、車両総重量が2.5t を超え3.5t 以下のバス・トラック等であって、一定の排出ガス性能及び燃費性能を備えた自動車が追加されました。（地法附12の2の3）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">イ</td> <td>平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすディーゼル車</td> <td style="text-align: center;">税率を75%軽減</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ロ</td> <td>平成17年ガソリン車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車で平成27年度燃費基準を満たすもの</td> <td style="text-align: center;">税率を75%軽減</td> </tr> </table>	イ	平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすディーゼル車	税率を75%軽減	ロ	平成17年ガソリン車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車で平成27年度燃費基準を満たすもの	税率を75%軽減
		税率水準	当分の間、現在の水準（100分の3。自家用の自動車で軽自動車以外のものの取得に対して課する税率は100分の5。）が維持されました。（地法附12の2の3）									
非課税・軽減措置	<p>一定の排出ガス性能及び燃費性能を備えた自動車（新車に限ります。）について平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間の措置として講じられている自動車取得税の非課税措置及び軽減措置が、当該自動車の普及に相当の効果があること、同措置による減収について特例交付金で補てんされていることを踏まえ、継続することとされました。</p> <p>また、この軽減措置の対象に、次のとおり、車両総重量が2.5t を超え3.5t 以下のバス・トラック等であって、一定の排出ガス性能及び燃費性能を備えた自動車が追加されました。（地法附12の2の3）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">イ</td> <td>平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすディーゼル車</td> <td style="text-align: center;">税率を75%軽減</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ロ</td> <td>平成17年ガソリン車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車で平成27年度燃費基準を満たすもの</td> <td style="text-align: center;">税率を75%軽減</td> </tr> </table>	イ	平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすディーゼル車	税率を75%軽減	ロ	平成17年ガソリン車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車で平成27年度燃費基準を満たすもの	税率を75%軽減					
イ	平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすディーゼル車	税率を75%軽減										
ロ	平成17年ガソリン車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車で平成27年度燃費基準を満たすもの	税率を75%軽減										

		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="580 199 644 349">ハ</td> <td data-bbox="644 199 1134 349">平成17年ガソリン車排出ガス基準値より50%以上排出ガス性能の良い自動車で平成27年度燃費基準を満たすもの</td> <td data-bbox="1134 199 1378 349">税率を50%軽減</td> </tr> </table>	ハ	平成17年ガソリン車排出ガス基準値より50%以上排出ガス性能の良い自動車で平成27年度燃費基準を満たすもの	税率を50%軽減									
ハ	平成17年ガソリン車排出ガス基準値より50%以上排出ガス性能の良い自動車で平成27年度燃費基準を満たすもの	税率を50%軽減												
	<p>課税標準の特例措置</p>	<p>一定の排出ガス性能及び燃費性能を備えた自動車（新車以外のものに限ります。）の課税標準については、次のとおり軽減対象が追加された上、平成24年3月31日まで2年延長されました。（地法附12の2の5）</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="580 521 644 595">イ</td> <td data-bbox="644 521 1134 595">上表ロに該当する自動車</td> <td data-bbox="1134 521 1378 595">取得価額から30万円を控除</td> </tr> <tr> <td data-bbox="580 595 644 672">ロ</td> <td data-bbox="644 595 1134 672">上表ハに該当する自動車</td> <td data-bbox="1134 595 1378 672">取得価額から15万円を控除</td> </tr> </table>	イ	上表ロに該当する自動車	取得価額から30万円を控除	ロ	上表ハに該当する自動車	取得価額から15万円を控除						
イ	上表ロに該当する自動車	取得価額から30万円を控除												
ロ	上表ハに該当する自動車	取得価額から15万円を控除												
③	<p>原油価格の異常高騰時は④の③の措置と併せ、今後、速やかに検討することとされました。</p>													
④	<p>税負担軽減措置等</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="580 815 644 949">イ</td> <td colspan="2" data-bbox="644 815 1378 949"> <p>国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて取得するバスに係る自動車取得税の非課税措置の適用期限が2年延長されました。（地法附12の2の2①）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="580 949 644 1120">ロ</td> <td colspan="2" data-bbox="644 949 1378 1120"> <p>平成21年排出ガス規制に適合したディーゼル乗用車（新車以外のものに限ります。）に係る自動車取得税の税率の特例措置の適用期限が平成22年8月31日まで延長されました。（地法附12の2の3⑧）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="580 1120 644 1680">ハ</td> <td colspan="2" data-bbox="644 1120 1378 1680"> <p>車両総重量が3.5tを超えるディーゼル車のバス・トラック等（新車以外のものに限ります。）であって平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすものに係る自動車取得税の税率の特例措置について、次のとおり適用期限が延長されました。（地法附12の2の3⑧）</p> <p>(1) 車両総重量が3.5tを超え12t以下のディーゼル車のバス・トラック等であって、その取得が平成22年4月1日から平成22年9月30日までの間に行われたときは自動車取得税の税率から100分の2、平成22年10月1日から平成23年8月31日までの間に行われたときは自動車取得税の税率から100分の1が軽減されました。</p> <p>(2) 車両総重量が12tを超えるディーゼル車のバス・トラック等であって、その取得が平成22年4月1日から平成22年8月31日までの間に行われたときは自動車取得税の税率から100分の1が軽減されました。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="580 1680 644 1955">ニ</td> <td colspan="2" data-bbox="644 1680 1378 1955"> <p>車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のディーゼル車のバス・トラック等（新車以外のものに限ります。）であって、平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすものについて、当該自動車の取得が平成22年4月1日から平成22年8月31日までの間に行われたときは、自動車取得税の税率から100分の1が軽減できる特例措置が講じられました。（地法附12の2の3⑧）</p> </td> </tr> </table>	イ	<p>国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて取得するバスに係る自動車取得税の非課税措置の適用期限が2年延長されました。（地法附12の2の2①）</p>		ロ	<p>平成21年排出ガス規制に適合したディーゼル乗用車（新車以外のものに限ります。）に係る自動車取得税の税率の特例措置の適用期限が平成22年8月31日まで延長されました。（地法附12の2の3⑧）</p>		ハ	<p>車両総重量が3.5tを超えるディーゼル車のバス・トラック等（新車以外のものに限ります。）であって平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすものに係る自動車取得税の税率の特例措置について、次のとおり適用期限が延長されました。（地法附12の2の3⑧）</p> <p>(1) 車両総重量が3.5tを超え12t以下のディーゼル車のバス・トラック等であって、その取得が平成22年4月1日から平成22年9月30日までの間に行われたときは自動車取得税の税率から100分の2、平成22年10月1日から平成23年8月31日までの間に行われたときは自動車取得税の税率から100分の1が軽減されました。</p> <p>(2) 車両総重量が12tを超えるディーゼル車のバス・トラック等であって、その取得が平成22年4月1日から平成22年8月31日までの間に行われたときは自動車取得税の税率から100分の1が軽減されました。</p>		ニ	<p>車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のディーゼル車のバス・トラック等（新車以外のものに限ります。）であって、平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすものについて、当該自動車の取得が平成22年4月1日から平成22年8月31日までの間に行われたときは、自動車取得税の税率から100分の1が軽減できる特例措置が講じられました。（地法附12の2の3⑧）</p>	
イ	<p>国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて取得するバスに係る自動車取得税の非課税措置の適用期限が2年延長されました。（地法附12の2の2①）</p>													
ロ	<p>平成21年排出ガス規制に適合したディーゼル乗用車（新車以外のものに限ります。）に係る自動車取得税の税率の特例措置の適用期限が平成22年8月31日まで延長されました。（地法附12の2の3⑧）</p>													
ハ	<p>車両総重量が3.5tを超えるディーゼル車のバス・トラック等（新車以外のものに限ります。）であって平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすものに係る自動車取得税の税率の特例措置について、次のとおり適用期限が延長されました。（地法附12の2の3⑧）</p> <p>(1) 車両総重量が3.5tを超え12t以下のディーゼル車のバス・トラック等であって、その取得が平成22年4月1日から平成22年9月30日までの間に行われたときは自動車取得税の税率から100分の2、平成22年10月1日から平成23年8月31日までの間に行われたときは自動車取得税の税率から100分の1が軽減されました。</p> <p>(2) 車両総重量が12tを超えるディーゼル車のバス・トラック等であって、その取得が平成22年4月1日から平成22年8月31日までの間に行われたときは自動車取得税の税率から100分の1が軽減されました。</p>													
ニ	<p>車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のディーゼル車のバス・トラック等（新車以外のものに限ります。）であって、平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすものについて、当該自動車の取得が平成22年4月1日から平成22年8月31日までの間に行われたときは、自動車取得税の税率から100分の1が軽減できる特例措置が講じられました。（地法附12の2の3⑧）</p>													

### 【3】自動車税の廃止・縮減等

自動車税について、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置（いわゆる「**自動車税のグリーン化**」）が、軽減対象の見直しを行った上、2年延長されました。（地法附12の3）

#### ① 環境負荷の小さい自動車

平成22年度及び平成23年度に新車新規登録された平成17年ガソリン車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車で、平成22年度ガソリン車燃費基準値（ディーゼル車にあっては平成17年度ディーゼル車燃費基準値）より25%以上燃費性能の良いもの並びに電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車について、当該登録の翌年度の税率が概ね100分の50軽減されることとされました。

#### ② 環境負荷の大きい自動車

平成22年度及び平成23年度に以下の年限を超えている自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、一般乗合用バス及び被けん引車を除きます。）について、その翌年度から次の特例措置が講じられました。

イ	ディーゼル車で新車新規登録から11年を経過したものについて、税率が概ね100分の10重課されました。
ロ	ガソリン車又はLPG車で新車新規登録から13年を経過したものについて、税率が概ね100分の10重課されました。



## 【別紙】

(単位：円)

車 種		車検期間		自家用	営業用	
検査自動車	乗用自動車	3年	車両重量0.5t ごと	15,000	—	
		2年	//	10,000	—	
		1年	//	5,000	2,700	
	バス		1年	車両総重量1t ごと	5,000	2,700
	トラック	車両総重量 2.5t 超	2年	//	10,000	5,400
			1年	//	5,000	2,700
		車両総重量 2.5t 以下	2年	//	7,600	5,400
			1年	//	3,800	2,700
	特種車		2年	//	10,000	5,400
			1年	//	5,000	2,700
	小型二輪		3年	定 額	6,600	4,800
			2年	//	4,400	3,200
			1年	//	2,200	1,600
	検査対象軽自動車		3年	//	11,400	—
			2年	//	7,600	5,400
1年			//	3,800	2,700	
届出軽自動車	検査対象外 軽自動車	二輪車	—	//	5,500	4,300
		その他	—	//	11,300	8,100

## 6 租特透明化法の制定等

租税特別措置の適用実態を明らかにし、その効果を検証できる仕組みとして、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（租特透明化法）」が制定されました。その概要は次のとおりです。

①	目的 (第1条関係)	租税特別措置に関し、適用の実態を把握するための調査及びその結果の国会への報告等の措置を定めることにより、適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的としたものです。
②	対象となる 租税特別措置 (第2条関係)	租税特別措置法に規定する措置・特例等のうち、特定の行政目的の実現のために設けられたもので、具体的には、租税特別措置法の条番号により特定されます。
③	適用額明細書の 提出義務 (第3条関係)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 法人税申告書を提出する法人であって法人税関係特別措置（増収効果のあるもの等は除きます。）の適用を受けようとするものは、適用額明細書をその法人税申告書に添付しなければなりません。</li> <li>● 適用額明細書の提出及び適正な記載を担保するため、その不添付や虚偽記載があった場合には、法人税関係特別措置は適用されません。</li> <li>● 税務署長は、適用額明細書の不添付や虚偽記載の場合においても、誤りのない適用額明細書の提出があったときは、法人税関係特別措置を適用することができます。</li> </ul>
④	適用額明細書の 意義 (第10条・第11 条関係)	適用額明細書とは、法人税申告書を提出する法人が、その法人税申告書において適用を受ける各法人税関係特別措置の内容、適用額（税額控除額、特別償却限度額、準備金や積立金の額等）等必要な事項を記載した一覧表をいいます。
⑤	適用時期(附則)	平成23年4月1日以後終了する事業年度の申告から適用されます。
⑥	適用実態調査の 実施等 (第4条関係)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 財務大臣は、法人税関係特別措置について、適用額明細書に記載された事項を集計することにより、法人税関係特別措置ごとの適用法人数、適用額の総額等の適用の実態を調査します。</li> <li>● 財務大臣は、毎会計年度、この調査により把握した租税特別措置ごとの適用数や適用額の総額、法人税関係特別措置ごとの高額適用額その他の事項を記載した適用実態調査の結果に関する報告書を作成し、内閣は、これを国会に提出しなければならないこととされています。</li> </ul>

## 7 納税環境の整備

### 租税に関する罰則の見直し

課税の適正化を図り、税制への信頼を確保する観点から、租税に関する罰則

(国税関係) について、次の措置が講じられました。

## 改正前

- 租税に関する罰則の法定刑については、昭和56年に改正前の水準まで引き上げられたが、それ以降見直されていなかった。
- しかしながら、大口、悪質な脱税事件が依然として多数発生しているところ（年間告発件数150～200件、1件当たり脱税額1億5千万円程度）。
- 他方、他の主要な経済犯(例えば、金融商品取引法、貸金業法、特許法等)をみても、近年、法定刑の引上げが行われているところであり、租税罰則の法定刑との乖離が生じていた。

## 改正後

犯罪類型	改正前（主なもの）	改正後（主なもの）
①脱税犯 (不正手段により税を免れる行為)	・「5年以下の懲役若しくは500万円以下（情状により脱税額以下）の罰金又は併科」（直接税・消費税の場合）等	・「10年以下の懲役若しくは1,000万円以下（情状により脱税額以下）の罰金又は併科」（直接税・消費税の場合）に引き上げる等、法定刑の引上げ（注1）
②秩序犯 (申告書の不提出、検査忌避等の行為)	・「1年以下の懲役又は20万円以下の罰金」等（直接税・消費税の場合） ※間接税等(消費税を除く)については、基本的に罰金刑のみ	・基本的に、「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金」に揃える等、法定刑の引上げ（注2）
③税務職員の守秘義務違反の罪	・「2年以下の懲役又は30万円以下の罰金」（直接税・消費税）	・「2年以下の懲役又は100万円以下の罰金」に罰金刑を引上げ ・守秘義務違反の統一的規定を国税通則法に設けるとともに、処罰対象範囲を拡大(注3)

(注1) このほか、間接税等（消費税・航空機燃料税等を除く）の罰金刑については100万円（改正前50万円）に、源泉所得税不納付犯の罰金刑については200万円（改正前100万円）に引き上げる等の見直しを行う。

(注2) 間接税等（消費税を除く）の検査忌避等の法定刑については新たに「1年以下の懲役」を設ける等の見直しを行う。

(注3) 直接税・消費税の調査事務で知りえた秘密を漏洩する行為に加え、新たに間接税等（消費税を除く）の調査事務、国税犯則事件の調査事務、国税の徴収事務等で知りえた秘密を漏洩する行為を処罰対象に追加。

(注4) 「直接税」とは、所得税、法人税、相続税、贈与税及び地価税をいい、「間接税等」とは、消費税、酒税、たばこ税、たばこ特別税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税、航空機燃料税、電源開発促進税及び印紙税をいう。